

第百十八回国会 建設委員會議録 第五号

平成二年三月二十七日(火曜日)

午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 中島 衛君

理事 金子 一義君 理事 木村 守男君

理事 北村 直人君 理事 桜井 新君

理事 笹川 堯君 理事 小野 信一君

理事 木間 章君 理事 吉井 光昭君

理事 大石 正光君 理事 瓦 力君

理事 小坂 憲次君 理事 田中 秀征君

理事 武村 正義君 理事 渡海紀三朗君

理事 東家 嘉幸君 理事 中山 成彬君

理事 松永 光君 理事 村井 仁君

理事 村上誠一郎君 理事 石井 智君

理事 加藤 繁秋君 理事 貴志 八郎君

理事 北沢 清功君 理事 鈴木喜久子君

理事 松本 龍君 理事 三野 優美君

理事 山内 弘君 理事 長田 武士君

理事 伏木 和雄君 理事 森本 晃司君

理事 辻 第一君 理事 柳田 稔君

出席國務大臣

國務大臣 坂本三十次君

(内閣官房長官)

國務大臣 佐藤 守良君

(国土庁長官)

出席政府委員

内閣総理大臣官 櫻井 溥君

房管理室長 北村廣太郎君

国土庁長官官房 藤原 良一君

国土庁土地局長 真嶋 一男君

建設省都市局長 近藤 徹君

建設省河川局長 大木 知明君

委員外の出席者

環境庁自然保護 局企画調整課長

農林水産省農蚕 園芸局企画課長 渡辺 好明君  
自治省行政局振 興課長 篠田 伸夫君  
建設委員会調査 室長 吉沢 奎介君

委員の異動  
三月二十七日

補欠選任  
杉山 憲次君

小坂 憲次君

北沢 清功君

加藤 繁秋君

森本 晃司君

柳田 稔君

菅原喜重郎君

同日

補欠選任  
杉山 憲次君

小坂 憲次君

北沢 清功君

加藤 繁秋君

森本 晃司君

柳田 稔君

菅原喜重郎君

同日

補欠選任  
杉山 憲次君

小坂 憲次君

北沢 清功君

加藤 繁秋君

森本 晃司君

柳田 稔君

菅原喜重郎君

本日の會議に付した案件

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二五号)

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環

境の整備等に関する特別措置法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一五五号)

○中島委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、国土調査促進特別措置法の一部を改

正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。佐藤国土庁長

官。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

案

(本号末尾に掲載)

○佐藤國務大臣 ただいま議題となりました国土

調査促進特別措置法の一部を改正する法律案につ

きまして、提案理由及びその要旨を御説明申し上

げます。

国土調査は、国土の開発、利用等に資すると

もに、あわせて地籍の明確化を図るため、国土の

実態を科学的かつ総合的に調査することを目的と

して行われるものであり、その成果は、開発を進

め、あるいは、土地利用計画を策定するに当たっ

て必要な基礎となるものであります。

国土の適正な利用により健康で文化的な生活環

境の確保と国土の均衡ある発展、また、総合的な

土地対策の推進を図ることが今日の国土行政の主

要な課題となっておりますが、これにこたえるた

めには、その基礎となる国土調査の促進がぜひと

も必要でございます。

このような国土調査の重要性にかんがみ、その

計画的実施を促進するため、政府は、国土調査促

進特別措置法に基づき昭和五十五年度を初年度と

する十カ年計画を策定して事業を進めてまいりま

した。

この計画は、平成元年度をもって終了すること

となっておりますが、なお、今後とも国土調査の

計画的実施を促進すべき必要性がありますので、

さらに、新たな十カ年計画を策定する必要がある

と考えられます。

以上がこの法律案を提出する理由でございます。

次に、この法律案の要旨を御説明申し上げます。

この法律案は、内閣総理大臣が新たに平成二年

度を初年度とする国土調査事業十カ年計画の案を

作成し、閣議の決定を求めなければならないもの

とすることを内容とするものでございます。

以上がこの法律案の提出の理由及びその要旨で

ございます。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くだ

さいますようお願い申し上げます。

どうもありがとうございます。

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し

ます。石井智君。

○石井(智)委員 ただいま提案されました国土調

査促進特別措置法の一部を改正する法律案につい

て、その基本的な問題及び実施していく上での問

題点について、私なりに疑問に感じたり、改める

べきであろうと思ったりするところ等を率直にお尋ねを

申し上げます。

まず、個々の問題を取り上げる前に、国土調査

の意義について、大臣の御所見を賜りたいと思ひ

ます。

○佐藤國務大臣 石井委員にお答えいたします。

国土調査の意義につきましては、もう委員御存

じのとおりでございますが、国土の実態を科学的

かつ総合的に調査することを目的としておるわけ

でございます。

その一つは、国土の開発、利用等のための計画

を策定するに当たって、その基礎となる国土調査

の促進を図ることが必要であるという趣旨でござ

います。

また、国土調査の促進を図ることは、国土の

開発、利用等のための計画を策定するに当た

て、その基礎となる国土調査の促進を図ること

が重要であるという趣旨でござります。

以上でございます。

を策定し、それからまた、これを実施するために必要な基礎となるものでございまして、また不動産登記制度の基礎あるいは課税の適正化等、広範に利活用されております。

また、今日では、土地に関する施策の総合的な効果的な実施を図るための調査としても重要な位置づけをされているというところでございまして、こんなことでございまして、国土調査の意義はますます多様化してきており、その重要性が高まってきたと考へておられる次第でございまして、

○石井(智)委員 どうもありがとうございます。次に、確認の意味を含めまして、この特別措置法の制定の経緯について御説明をお願い申し上げます。

○藤原(良)政府委員 国土調査の制定の経緯でございますが、戦後疲弊した我が国経済の再建を図るために、国土資源の高度利用がぜひとも必要であるということで、国土の実態を正確に把握する調査として国土調査が必要になったわけでありました。

そこで、昭和二十二年に経済安定本部に設置されておりました資源委員会において土地調査に関する検討が進められました結果、二十四年三月、同本部総裁に対し「土地調査に関する勧告」がなされました。これが皮切りであります。

また、国会においても国土調査促進の機運が高まってきたとして、二十四年の第五回国会の衆議院におきまして各党共同提案により「全国統一的土地調査促進に関する決議」が満場一致で採決されております。

これらを受けて、昭和二十四年十月に国土総合調査に関する閣議決定がなされまして、国土調査に関する構想が具体化されることになり、経済安定本部の土地調査準備会においてこれらを踏まえて検討が進められました結果、昭和二十六年三月、第十回国会において、政府提案により国土調査法案が提案されまして、同年五月成立、六月一日公布、施行されたものであります。

国土調査法の制定後、その推進を図るために、特定計画の策定、補助率の引き上げ等の措置が講ぜられてまいりましたが、それほど進捗はよくなかったわけでありまして、三十四年には、衆議院において「国土調査事業の推進に関する決議」がなされております。

また、政府においても事業推進のための措置をいろいろ講じてまいりましたが、このような状況を背景として、昭和三十七年四月、第四十回国会において、自民、社会、民社各党の共同によりまして国及び地方公共団体において、国土調査業務の画期的推進を図ることは急務であるということで、昭和三十八年度以降十年計画を確立して実施していくとともに、これに必要な行政上の特別措置法案が提案されまして、同年の五月に公布、施行されたというのがおおよその経緯でございまして、

○石井(智)委員 ただいまの説明にもございましたけれども、昭和二十六年に国土調査法が制定されたにもかかわらず国土調査事業の実績がはかどらない、そこで特別の目標を定めて早期に実現を図るべきもの、こういうことで特別措置法を講ずべきである、こういう考えからこの特別措置法が制定されたわけでありまして、緊急かつ計画的な実施の促進を図る必要性は当時と現在とでいささかも変わっていないと思うわけでございまして、

そこで、再確認をしておきたいのですけれども、今日の意義という観点を含めてこの目的をどのようにとらえてみえるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 お答えいたします。戦後の経済再建、国土の復興を図るために国土の実態を正確に把握し、国土の開発及びその利用の高度化を推進するという観点から、国土の開発保全並びにその利用の高度化に資するために国土の実態を科学的、総合的に調査するというのが当初の目的であります。この国土の開発、利用高度

化という観点からは、その後の四次にわたる全国総合開発計画の策定あるいは国土利用計画法の制定等を通じて、国土行政の基本的課題として今日でも維持されておると考へております。

少し具体的に申し上げますと、国土調査の結果は、公共事業の円滑な実施、土地利用計画や地域開発計画等を策定、実施するという面で活用されております。さらに、課税の適正化や不動産登記制度の基礎資料でございまして、円滑な災害復旧や公共財産管理等、各般の行政に広範に利活用されております。

また、昨年十二月に成立いたしました土地基本法におきましても、国及び地方公共団体が土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るために土地の所有及び利用状況等に関する調査を実施して、資料の収集等必要な措置を講ずることが土地施策を推進する基本だというふうに位置づけられております。そういう意味で、国土調査は土地の自然的特質や所有、利用状況に関する調査を行う基礎的な調査でございまして、むしろ今日の意味はますます重要になってきておるといふふうに考へる次第であります。

また、今日ではコンピューターの活用が容易になっておりますので、これにいろいろな土地情報を重ね合わせまして、土地情報システムとしていろいろな行政に非常に広範に利用されつつあるというふうなことでございまして、重要性は非常に増しておるといふふうに考へております。

○石井(智)委員 それでは少し具体的にお尋ねを申し上げます。第二条で規定をされております国土調査事業について、それぞれの調査実績はどのようになっているのでしょうか。基準点測量、地籍調査、土地分類基本調査、土地分類調査、それぞれの実績を御報告いただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 先生が御指摘のとおり、国土調査には幾つか種類がありまして、地籍調査、その地籍調査を行うための基準点測量、地籍調査、土地分類調査、水調査というふうに分

かれております。土地分類調査は基本調査と本調査、水調査も基本調査と本調査にさらに分かれておるわけですが、この促進法の対象となっているのは地籍調査、基準点測量、それと土地分類調査でございます。

昭和二十六年の国土調査法の制定以来今日に至るまでの実績は、まず地籍調査でございますが、全国土から国有林、水面、湖沼を除くいわゆる調査を必要とする面積が二十八万五千平方キロでございます。平成元年度までに九万八千七百五十二平方キロを完了する見込みでありまして、これは要調査面積の三五％に相当いたします。また、これらの調査に必要な基準点としまして五万二千八百八十九点の測量を完了する見込みでございます。

また、土地分類基本調査でございまして、国及び都道府県で行ったものを合わせまして、元年度までに二十四万三千二百八十八平方キロを完了する見込みであります。土地分類調査、本調査の方は、平成元年度までに四千二百六十三平方キロの完了見込みであります。

また、水基本調査は、これまで水調査の基礎調査といたしまして、各種のサンプル調査の実施、あるいは全国を対象とした降水量観測所台帳あるいは流量観測所台帳等を作成してきたわけですが、現在は全国の深井戸を対象とする地下水資料台帳あるいは地下水マップの作成を行っております。本調査の方は、全国百九の一級水系及びその周辺の地域につきまして資料の収集等を行っております。利水現況図あるいは調査報告書等を作成しております。元年度末までに七十水系について調査を完了する見込みでございまして、

○石井(智)委員 地籍調査は、昭和二十六年以来、国土の開発及び高度利用に資する観点から実施をされてきて、今日ではさらに土地に関する施策の総合的かつ効率的実施に資するといった観点も加わって、その意義は多面化をしておるわけでございます。しかしながら、現在までの実績は、ただいままでの答弁にもありましたように三五％にすぎないというところであります。なぜこうも遅

遅として進まないのでしょうかという疑問がどうしてもわいてまいります。

これは十年前にも指摘されていることでございますけれども、今またこうして同じ質問をしなればならないということは、法の目的を考え合わせると非常に残念な状態であらうというふうな思わざるを得ません。今、第四次十年計画を立てるに当たり、この進捗率の低さは何に起因をしているのか、おくれた原因を徹底的に究明をしてその欠陥を克服しないことには、せっかくの法改正も期待する成果を得られないのではないだろうか、こういうふうな思ふわけでございます。そういう意味で、おくれた理由をどのようにとらえてみえるのかということをお伺いを申し上げます。

○藤原(良)政府委員 地籍調査の進捗が確かにおこなれておりまして、私どもも非常に遺憾と思つておられるわけでありまして、地籍調査にも、DIDのようないくつかの地区、あるいはそれ以外の農地を中心とする平場、あるいは林野等がございますが、DID地区以外の平場、農地を中心とする地域につきましてもかなり進んでおりまして六〇％ぐらいの進捗かと思つて、しかしそれ以外ではおこなれておりまして、先生の御指摘のように全体では三五％の進捗にとどまっております。

進捗しなかつた理由であります、一つは、この調査は個人の権利に関する各筆ごとの調査でありまして、正確な調査と厳密な手続を要しております。一筆ごとの土地について位置及び境界を確認するわけですが、その際、地元関係住民等の協力を得なければなりません。そこで非常に多くの時間と労力を費やすことになりまして、この辺が一つ大きな問題であります。

また、近年市町村における行政需要の多様化する中で、この仕事は非常に地味な仕事でございますので、市町村の認識がいまひとつ十分でないという点に加えて、予算の確保なり専任職員との確保が後回しになる、そういう状況が地域によつてはあったというふうな考えております。

また、近年の厳しい財政事情を反映いたしまして、シーリング等で国の予算も抑制される傾向にございましたので、この点も相当影響しているように思ひます。

特に地籍調査が遅延しておりますのは三大都市圏等の都市部でございますが、この都市部につきましてはまた特に困難な事情もございまして、都市部では地価水準が高くて所有者の権利意識が非常に強まっております。また、土地の細分化が進んでおりまして、権利関係もよくわかっていない。それに、土地の異動が激しくて不在地主も多いわけでございます。そういう状況の中で、測量には非常に高い精度が要求される、こういうことがございまして、

いづれにしても、地味な調査で多大の時間と労力を要し、また実施市町村におきましては、専門の職員を配置しなければならぬ、予算量も相当の予算が必要である、こういうふうな非常に難しい、困難な数々の事情があるわけですが、それにしては、そういう状況を克服しながらできるだけ早く調査を推進するが我々の義務だというふうに考えておる次第でございます。

○石井(智)委員 地方公共団体は、それぞれが多くの行政事務を抱えております。実際の問題として、地籍調査に熱意を持って取り組む状態ではないのではないか、こういうふうな思ふわけでございます。地籍調査は具体的にはどのような形で、また市町村においてどの部署が担当して行っているのか。また、専門の職員はどれぐらい配置をされているのか。それから、測量などは外注をしているのだからと思ひますけれども、これら地籍調査事業の実務を、少し市町村の実態をお教えいただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 まず地籍調査の担当部署でございますが、これは都道府県の主管課、都道府県では全体の企画や市町村の指導をしておられるわけですが、都道府県では農政関係の課で担当しておりますところが七七％でございます。企画関係部署で

やっておりますのが二一％となっております。それと、直接地籍調査を実施しております市町村における主管課は、建設関係が二一％、農政関係が二〇％、企画関係が一九％、産業関係が一二％、税務関係が一〇％、地籍調査課、独自の課を置いておりますのが一〇％となっております。

このように都道府県及び市町村における主管課はまちまちでございますが、これは国土調査の実施を行うに当たって、いろいろそれぞれの公共団体の事情あるいは調査成果の利活用を考慮して、より関係が深いと考えられておられるような課が実情に即して担当しておられるということではないかと思つております。

なお、国土調査の円滑な推進を図るためには、いづれの課で所掌しておりますけれども、自治体内において主管課と関係部署の密接な連携が大変大切でありまして、私どもの方ではその点につきましても、会議等開きまして常に緊密な連携を保つようお願ひしております。

また、地籍調査実施市町村における専任職員の設置状況についてであります。この調査の実施は測量技術あるいは不動産登記事務等に係る高度の専門的知識を必要といたします。また、毎筆の土地の境界の確認に当たりましては、土地所有者などの地元関係者の十分な理解と協力を得る必要があります。実施に慎重を期するため、実施市町村の職員等が直接調査を行う必要があるわけでありまして、こういう点につきましても十分配慮しながら、専任職員を配置するよう常々指導しておりますところでありまして、

ちなみに、六十三年度において地籍調査を実施している九百四十一市町村では、三千三百五十二名の専任職員がこれに当たっております。一市町村平均三・六名、その一人当たり平均実施面積は二・九平方キロメートルとなっております。

なお、測量部分につきましては、現在ではほぼ外注により実施しているところでありまして、測量の実施に充てられる外注の経費、それと実施主体であります市町村等が直接調査を担当する部分

があります。この部分に充当する経費の単価につきましては、両者乖離しないように配慮しております。現行十年計画の計画期間を通じて、所要の単価増や予算の確保に努めてきたところであります。

平成二年度におきましては、現行計画の初年度に当たる昭和五十五年と比べて、単価では約一・六倍大きくなっております。一平方キロ当たりの額で申しますと、五十五年は約三百万円でございますが、平成二年度は約四百九十三万円となっております。

また、負担金の配分に当たっては、地域の実情等をよく勘案して、公平な配分に努めておるところでございます。

国土庁といたしましては、今後とも地籍調査の作業内容の充実を図るとともに、円滑な事業実施に必要な実施体制の整備及びこれらに必要な調査単価の増額及び所要の予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

○石井(智)委員 昭和五十五年の改正の際に附帯決議が附されております。「政府は、本法の施行にあたり、特に地籍調査の実施については、地方自治体の間に均衡を欠くことのないよう留意するとともに、強くその促進を図り、運用に遺憾なきを期すべきである。」というわけであります。

しかるに、地籍調査の都道府県別の進捗状況を見てみますと実に大きな隔たりがございます。六十三年度までの進捗率で比較をしてみますと、八〇％台、七〇％台の達成をしている県もあれば一〇％、二〇％という府県もあるわけでございまして、このことが地籍調査事業がはかどらない原因の一つであると思はれるわけでございます。

それと、ただいまの御答弁にもありましたように、事務当局が市町村において一貫をしていないということも考えあわせると、市町村に土地調査担当の課を置いて、専任の職員を配置して実施体制を整えていかないと、このことの解決にはならないのではないか、こういう気がするわけですが、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤原(良)政府委員 御指摘のとおり、確かに地域的に非常にアンバランスがございます。北海道、東北や中国、四国、九州では相当の進捗を見ているわけですが、特に大都市地域、中でも近畿、東海地域のおくれが目立つわけでございます。その理由はいろいろあるかと思っておりますけれども、やはり理事者の方あるいは地域住民の方に對するこの調査の重要性についての啓蒙普及が不足しているという面もあるかと思っております。また、やはりそういう点も関連しまして、専任職員の確保あるいは養成が十分でないという面もあるかと思っております。

そこで、私どもは常々、その自治体に対しまして専門職員の養成をお願いするとともに、できるだけ可能な範囲で外部の、民間の方の力もおかりする。さらには、専任職員で専門的な職員でなくとも、可能なところは臨時職員等でも内部の体制を強化するというふうな努めてほしいとお願ひしてきております。また、今年度からは地籍調査専門職員養成対策事業のようなものを実施しまして、例えば既に現役を退かれた地籍調査の専任職員の方にもう一度再研修を施しまして、そういう方にも外部からお手伝いしていただく、そういう中で要員の確保を図っていくというふうな考えでおります。

また、予算の確保がやはり根っこにはあると思ひます。シーリングの中で、五十七年度は地籍調査関係で九十億を超える規模までいったことがありますが、その後毎年のシーリングによりまして、現時点では七十億余になっております。相当の減、二〇％ぐらいの減になっております。やはり、この予算の確保を何とかしかりしていかねければならないと考えておる次第でございます。○石井(智)委員 現在まで市町村あるいは都道府県に對して指導の強化をされてきておりますし、それなりの対応をされているということ、またそのことが不十分であるというお話でもあったわけでございますけれども、連絡会議を設置してその進捗に当たるといふ意味の指導通達をなされて

いるやに聞いておりますが、その内容をお聞かせいただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 この地籍調査の円滑な推進を図るためには、国の機関同士の連絡調整も必要でございます。また、県や市町村と国の出先機関あるいは公共団体相互間の連絡調整というのが非常に重要であります。そういうことで、国のレベルでは国土庁は建設省の国土地理院、これは基準点を設置していただいております。また、登記所の簿冊等を改めておる役所等でございます。それと農林水産省及び建設省、これは公共事業等を行います。その際の確定測量成果を国土調査として指定して、国土調査と同様の活用を図っていく調査でございますが、そういった関係の仕事をしたいとお願いしております。また、都道府県段階におきまして、五十四年に「地籍調査事業の推進について」という通達を出しております。これら行政機関の地方支分部局との連絡調整を十分行うよう指導をしております。

また、土地分類調査や水調査につきましても、調査の実施あるいは調査後における成果の利活用段階において、農林水産省、建設省等と連絡調整を行ひまして、円滑な推進を図るよう努めておるわけであります。

ちなみに、少し細かくなりますが、例えば関係官公署間の連絡会議、現在実施しております。三十七年度でありまして、六十三年度の開催状況は八十五回やっております。また、法務関係との連絡会議も大変多いわけですが、法務局との連絡会議は三十回、二十八回、事務打ち合わせ、連絡会議という公式な会議ではございませんが、事実上の事務連絡打ち合わせは三十九年度で八十三回というふうになっております。こういった地方農政局や営林局、地方建設局、財務局、そういったところと都道府県との連絡はかなり綿密に円滑に行っているのじゃないかというふうな考えております。

す。○石井(智)委員 国土調査法第十九条第五項には、国土調査以外の測量及び調査を行った者が当該調査の結果作成された地図及び簿冊をもつて認証を受ければ、国土調査の成果と同一の効果があらむものとして指定できる、こうなっております。指定でございますが、これに基づく事例はどれぐらいあるのでしょうか。また年度別にどのように推移をしているのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。国土調査以外の測量及び調査で認証を受けた事業にはどのようなものがあるのか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 お答えいたします。御指摘のとおり、国土調査以外の測量や調査の成果が国土調査と同等以上の精度、正確性を有する場合には、調査を行った者の申請に基づきまして、国土調査の成果と同一の効果があらむものとして指定できることになっております。

同一の効果があらむものとして指定した実績でございますが、これは昭和五十二年にこのような調査、測量が行われる地域に国土庁が基準点を設置するようになりましてから大変ふえております。今年度末までに全実績は約四千八百平方キロメートルに達する見込みであります。

類似調査といたしましては、土地改良事業に伴う確定測量、土地区画整理事業に伴う確定測量等が代表的なものでありまして、農林水産省、建設省等関係省庁の御協力をいただいております。国土調査法第十九条第五項の指定を推進しております。

さらに、この推進を図るために、基準点設置をいたします。国土地理院、法務省、農林水産省、建設省に「地籍調査事業の実施等について」という文書等も発しまして、一層の協力を要請しているところでございます。毎年実績を、少し細かくなりますが申し上げますと、五十五年の第三次十年計画のスタートの年は二百四十平方キロメートルでございまして、二百八十九、三百二十七、三百三十八、二百

二十一、四百五十七と推移してきてまして、六十一年には四百五十三平方キロ、六十二年四百七十、六十三年三百五、平成元年では六百四十というふうに、年次によりましては多少出入りがございまして、総じて着実に伸びてきております。今後この十九条五項による調査成果の指定等を鋭意進めまして、地籍調査全体の推進に寄与していただきたいというふうに考えております。

○石井(智)委員 今それぞれの年度別に進捗状況をお聞かせをいただきました。五十九年に二百少しですか、四百台が続いて三百台にまた落ち込んだという状況にありますけれども、確かにこれが大きく利用されている実績を今御報告いただいたわけでございます。その努力は理解をしたいと思います。それから、今後これをさらに一層生かしていくことを考えていく必要があるのではないかと、こういうことで、今まで関係機関とのそれなりのお話がございましたけれども、国土庁としての働きかけは、お聞かせをいただきました。相手側はどういう協力体制をとっているのでしょうか、お聞かせをいただきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 役所間で連絡会議等が設けながら、規模の大きい土地改良事業あるいは区画整理事業等が行われます際には、ひとつ国土調査の指定を前提としてあらかじめ準備に当たっていただく、そういうふうなお願ひをしておるわけでございます。

○石井(智)委員 特に農林水産省の関係で、土地基盤整備事業、土地区画整理事業というのか、農業基盤の整備が行われるわけですが、特にそういう場合に、国営の場合は当然基準点をもとにして設計されるのでしようけれども、団体営なんかですと、そのことと関係なく、土地の、その地域の利便だけで区画整理の設計をなされていくというふうなところもある。そのことが合っていないという形で登記がつかない、十年も待たされるといふ形で悩んでおるところも実態としてあるわけでは

現状のままで推移をすれば、完了するまでに百年を要するといふ見方も今大きなウェントでなされていくように思います。地籍調査事業を着実に推進していくには確固とした計画を策定するといふこと、適切な行政指導を行うということが肝要であろうといふふうに思うわけでございます。どのような展望をお持ちで第四次十カ年計画の見通しを考えてみえるのか、見通しと完了の目安をど

これを地域的に見ますと、人口集中地域以外の平地につきましては、先ほども申し上げましたように既に約六割が完了しております。この地域につきましては今後十年間ではほぼ完了させることとしたいと考えております。

それとまた、新たに国が行う土地分類基本調査としまして垂直方向の土地分類調査、平たく申しますと大深度の地下調査でございしますが、これを始めさせていただきたいというふうに考えております。大深度の地下利用や地盤災害対策等の観点から、大都市地域では特に調査の緊急性が高まっておりますので、そういうふうな地域につきまして約八千五百平方キロメートルを対象に新たにす

をこの調査で確認するということが、この調査の性格上あるいは制度上なかなか難しいわけでございます。これは関係県の方で、あるいは国の方へも関係するかもしれませんが、早期調停あるいは早期解決に努めていただきたいというふうに念願しております次第でございます。

○石井(智)委員　　そういう国土庁の消極的な姿勢がこの地籍調査をおくらせているのではないかと

○吉井光委員 質問が若干重複するかとも思いますが、お許しを願いたいと思います。

まず最初に、地価対策についてお尋ねをいたします。

去る三月二十三日に公表されました地価公示価格によりますと、地価の上昇が地方に波及をしておる、こういったことが明らかになったわけでございます。このことにつきまして、国土庁として、金融緩和を背景に割安感のあるところへ余った金が流れている、このままでは地価高騰が各地をぐるぐる回る可能性がある、このように危機感感

を強めていらつしやる、こういうふうな報道もあったわけですが、この地価上昇率につきましては、御承知のように全用途平均で一六・六％と前年の八・三％の二倍です。住宅地は一年間で一七％、商業地におきましても一六・七％といわば記録的な上昇になっております。特に大阪圏、これは五三・九％という急騰でございます。また、このところ頭打ち状態と言われておりました東京圏でも再び上昇を始めた。東京圏の場合は、都心部、これはいわゆる超高値で上げどまり状態でございますが、都心から三十キロ以遠の地域、また千葉、茨城、こういったところが地価が上昇しておる。大阪圏におきましても、やはり周辺部が非常に急騰をしておるということでございます。これは東京圏の土地を担保にして生まれた資金というものが割安感に引き寄せられて大阪や地方の中核都市に流れたのではないかと、このようにも言われておるわけですが、またもう一つ、大阪圏におきましては、二十兆円を超すところの大型プロジェクト、これが進行していることもありまして、投資の目がそちらの方に向けられた、こういったことも大きな要因ではないかと思ひます。

こうした、いわゆる土地の急騰、最近の動向を見ますと、結果的には今まではサラリーマンも頑張れば何とかなるのではないかと、いわば何とか手が届くのではないだろうか、こういった地域まで軒並みに急騰するという、いわゆる生活者にとっては非常に残酷とも思えるような構図が描かれてきたわけでございます。その上、高金利時代に突入をいたしました。恐らく住宅ローンの金利も上がってくるのであります。そうなりますと、いわゆる地価と金利というもののダブルパンチを浴びせられることになるわけでございます。したがって、先ほどから大臣もおっしゃっておりますように、この問題は一刻も早く解決をしなければならぬ、そして今まで言われておった土地神話というものを一刻も早く打ち崩していかなければいけません。

その第一として、土地投機への監視体制の強化ということが挙げられます。二番目としては、金融機関の土地関連融資はもろん、ノンバンクの投機的な土地取引に対する監視も、これはもう当然ながら厳重にしていかなければならない。また、土地が住宅など本来の目的に使われずに資産運用に充てられて有効利用が阻害されているという点も、これも大きな問題であると思ひます。そして、三大都市圏の市街化区域農地の宅地化、こうしたいろいろな諸問題、いわゆるその土地対策はもう待たないの即刻対応を強く迫られているわけでございます。

そこで、まず土地担当大臣として、長官は、今発表されたこの地価公示価格というものをどのよう認識をされ、そして分析をされ、またどう対応をされようとおられるのか。あわせて、総理が非常に強い姿勢で臨むと言われておりますところの地価規制区域の指定の実施、また市街化調整区域の撤廃、そして私たちが公明党が提唱しておりますところの公債の額面が地価にスライドして上昇する公債、いわゆる地価インデックス債、この導入、これに対する大臣のお考えをお伺いをしておきたいと思ひます。

それとともに、さきに開かれた土地対策関係閣僚会議、この運営をめぐっているいろいろなこともまた新聞紙上をにぎわしております。いわゆる予定時間が三十分で、正味十五分で意見の交換が行われた、こういうことにつきまして、各閣僚から不満の声が相次いだ、こういう報道でございます。

先ほど申し上げましたように、この土地対策については海部総理も非常な意欲を示しておられる様子が、もう毎日のごとく新聞の活字をにぎわしているわけでございますが、御承知のように、この土地対策というものは海部内閣の最重要政策課題の一つだ、このように言っている割には、十五分間で終わるというふうなことは非常にずさんなやり方ではないか、このように言われております。

また、土地対策というものが多省庁にまたがる

問題でございます。それだけに、関係閣僚の意見調整は非常に大事なポイントになってようかと思ひます。したがって、この会議の充実のために何らかのルールづくりというものが行われなければならない、非常に前へ進みにくい点が出てくるのではないかと、私はこのようにも思ひますし、その司令役を務められる大臣、こうしたルールづくりについても何か新しい提案をお持ちかどうか、こういった点をまず最初にお伺いをしておきたいと思ひます。

○佐藤国務大臣 吉井先生にお答えします。

先生の御指摘のとおりでございます。大変多岐にわたりますので簡単に総論だけを申し上げまして、後はど局長から補足させたい、こう思っております。

今、先生が土地政策の夢をおっしゃいました。私も同じでございます。東京都市圏を中心に西部圏で二十から三十キロ、東部圏で二十から四十キロ、これがサラリーマンの買える範囲であったわけです。今それは困難になってまいりました。実際、所得の二五％、先生御存じのことでございますけれども、これがローンの支払いの限度だと思ひます。年間所得にすれば五倍から六倍という住まいを獲得する金額でございますが、それが現在九倍から十倍になっている、一体これをどうするかということが土地政策の最終の夢で、お互い政治家としての夢だと思っております。

そんなことでございまして、国土庁におきましても土地局長を中心に、どうしたら給与所得者も土地局長を中心に、どうしたら給与所得者として、残り三八％の方は住まいを持つておられます。この人たちにどうして住まいを持たせるか。しかも給与で、所得でどう持たせるかということも大きな夢の一つということで、国土庁としても今いろいろ検討しておるという現状でございます。

そんなことがございまして、閣僚会議が十五分とございましたが、あれは三十分でございます。延びて三十五分になりました。ただし、これ

も少ない時間だとは承知しておりますが、実はああいふ会議をやるときに、先生御存じと思ひますが、十分根回しというのをやりまして、私、土地局長を含めて各閣僚とはとんどいろいろな話をしているということもございまして、時間は三十分でございますが、実りの多い会議だった。また、特に内閣総理大臣が土地政策で十分な認識を持っていただいておりますことにつきましては、大変私も喜んだわけでございます。

現在、土地の高騰については率直に言つて決めた手はございません。監視区域、これは大変、監視区域を的確に適正に運用しながら、価格の高騰を抑える努力をしております。また、後手に回らないように努力をしております。そんなこともございまして、きょうも実は全国から担当者を集めて監視区域をもっと強化するようにというところで会議をいたしました、そして全国から集めておるところでございます。

そんなところでございまして、どうしても監視区域で地価の高騰を抑えられない場合は、総理と同じようなことでございまして、規制区域の発動をした、念頭に置いてやりたい。ただ問題は、先生御存じと思ひますが、規制区域というのは二つの要件がございまして、一つは地価の凍結です。もう一つは、一定取引以外、いわゆる利用目的のはっきりしたもの以外は全部これは許可しませんが、そうしますと、実はほとんどが許可しませんが、そうした場合にはよいデベロッパーが大変迷惑をこうむる、そんな点もございまして、また、社会経済上大きな影響を与えるものですから、私は、規制区域の指定については念頭にございまして慎重に対処したい。ただし、どんなことをしてもまず地価の安定を図りたい、それから、でき得れば価格を下げる、こんなことでこれからは土地政策を進めたいと思っておりますので、何分の御指導を心からお願ひする次第でございます。よろしくお願ひします。

○藤原（長）政府委員 基本的な点は大臣から答弁

ございましたので、私はちよつと事務的に補う面で補足させていただきます。

まず規制区域についてでありますが、大臣から答弁ございましたように、この制度は非常に厳しい規制を課する制度でございますで、全取引を許す状態にいたしまして、一定の利用目的以外の取引は認めないといった内容のものでございます。したがって、社会経済活動に非常に大きな影響を与えるということで、これまで各自自治体とも非常に慎重に対応せざるを得なかったのだと思ひます。

国土庁といたしましても同じような理由から、まず地価高騰に対しては監視区域制度を的確、厳正に運用することが重要だということで対処してきたわけでありますが、ただ、監視区域の指定が後手後手に回るのじゃないかという御指摘もあるわけでございます。この辺を十分念頭に置きながら、できるだけ早目にしかも効果が上がるように、的確な届け出対象面積の設定ということがまず大切じゃないかと思っております。しかし、監視区域制度の運用強化によってもなお地価の急激な上昇等を抑制することが極めて困難だ、そういう事態に立ち至った場合には、総理の御指示も踏まえまして、規制区域の指定について前向きに公共団体と相談し、取り組んでいかなければならないと考えております。

地価インデックス債構想でございますが、この構想につきましては一橋大学の野口教授等が大方前から御提唱になっておりまして、およその内容は承知させていただいております。ただ、この構想を土地政策の上で、有効性、実務上の実行可能性あるいは償還財源、こういったことをいろいろ考えますと、なお相当詰めないといけない課題も残っておりますのじゃないかと考えております。それと、この構想の前提として、地価が相当上昇するという前提に立っておりますような気がいたしました、土地担当の一人としましてその辺が非常に懸念される構想だなという印象を私個人としては持

つております。

ただ、不動産の証券化ということについては、  
当各界の方が最近提唱されておられますので、私  
どもの方としてもこういう新しい動きにつきまし  
て十分勉強も進めておかねければならないとい  
うふうに考えております。

○吉井光委員 今御答弁をいただいたわけでございますが、いずれにいたしましても土地対策というのはいずれも後手後手に回っている嫌いは否めません。したがって、ぜひとも、日米構造協議の問題等もございまして、ここらあたりでひとつ思い切った前向きの対策を心から願いをしておきたいと思っております。

では次に、地籍調査制度についてでございますが、これも先ほどもちょっと質問がございました。いわゆる事業実績が悪い理由でございますが、この国土調査事業は御承知のように昭和二十六年の国土調査法制定以来実施をされてきたわけですが、その中心となる事業は言うまでもなく地籍調査でございます。

昭和六十三年度末までの地籍調査事業の実施状況を見ますと、これまでの要調査面積の三四％が完了をしたにすぎない。また、地籍調査に着手したところのある市町村数の割合も、約三千三百ある全市町村の六五％。さらに全国の進捗率を見ますと、青森が八六％、沖縄が八二％、宮城が七一％、このように地方部では非常に高いわけです。

が、これが逆に都市部になりますという、大阪が1%という状況です。千葉が8%。このように一けたの府県が14もあるという実情、このように全体の進捗が非常に悪い。また、地域間でもこの進捗の不均衡というものが生じておりますが、特に都市地域での進捗が非常に悪い。これはどういうことなのか、ひとつもう一度お尋ねをさせていただきます。

○藤原(良)政府委員 御指摘のとおり全体で三五%の進捗に終わっております。また、その中でも東北とか四国、九州の方ではまずまず、五〇%前後の進捗を見ておるわけですが、それに反

しまして三大都市圏、特に近畿、中部では一けたの進捗状況にとどまっておるわけでございまして、非常におくれておるわけでございます。これはやはり都市部では非常に所有者の権利意識が強いということが一つございまして、また土地の細分化、権利関係がふくそうしておりまして、そして土地の異動や不在地主も多い、そういうことから大変調査も高い精度が要求されるということであります。調査するにいたしましても一々職員が立ち合つて、関係者にも出向いていただいて境界、筆界を確認していくわけでございますので、そういう面で非常に時間、労力がかかるということであります。

それに加えまして、やはり公共団体の中でも、こういう行財政を簡素化するという動きの中でございますので、どうしても新たに専任職員等を養成し、ふやしていくことが難しいという面もございますし、予算も思うように、国の予算も伸びませんでしたし、公共団体の予算確保も容易ではなかったと、いろいろな理由が複合しておる

と思いますが、しかしこれは調査の重要性を認識していただき、また調査の方法等も合理化する中で、こういう都市部の進捗を図っていかなければならぬと考えております。それで、この第四次計画をお認めいただきますれば、その中で都市部地籍調査促進事業制度というのも新たに考えさせていたいただいて、都市部における調査を段階的に

要な意味を持つてくるわけでございます。

ところが、そうした非常に重要な意義を持つこの地籍調査というものが、先ほどの御答弁にもございましたように、昭和三十八年にスタートした第一次計画から平成元年度で切れるところの第三次計画までの三十年、これで全計画の達成率が平均四八％、半分にも満たない状況でございます。このまま今度も推移していくとするならば、この地籍調査完了までには百年かかる。これも先ほどお話があったわけでございますが、今後何十年を目途にこの地籍調査を完了されようとしておられるのか。先ほど三十年ぐらいというふうな御答弁もあつたやに聞いておりますが、三十年でこれを完了していくためにはどのようなビジョンを持つてこれを完了させようとしておられるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思ひます。

○藤原（島）政府委員　残事業も面的には十八万平方キロ、余あるわけでございまして、これまで二十六年から營々積み重ねてきたのが十万平方キロにまだ少し足りないわけでございますので、單純に考えますと、これから非常に調査の進めにくい都市部等を多く残しておりますので百年かかるのじゃないかというふうな御指摘も確かにうなずけない面はくはないのです。しかし、調査にそういう長期間を要しておりますのでは、調査成果の活用の中でも非常に支障があるわけでございまして、何とかこれを三十年くらいで仕上げたいと

いうふうに考えておるわけでございます。

そこで、少し先ほどの答弁と重複するかもしれませんが、地域的に御答弁させていただきますと、人口集中地域以外の平地については幸い約六割が完了しております。これは今後十年間で必ず完了させることができるというふうに考えております。また、一番問題の人口集中地域でございますが、ここについてはまだ実績も非常にわずかでございます。そこで新たに都市部地籍調査促進事業というのを設けまして事業を進めたいというふうに考えております。

この都市部促進事業と申しますのは、まず地域

の概況を調査いたしました。現況と登記所の公図等がどういふような乖離の状態になっておるか、また、その地域におけるいろいろな地籍関係の資料がどれくらい整備されているのか、その辺の概況把握をいたしまして、その中で調査の難易度あるいは調査の必要性、そういったものを判定しながら調査のプライオリティーを決めていきたいというふうに考えておるわけでございます。それで、公図が混乱していたりあるいは欠落しているような地域につきましては当然優先度が高いわけでありまして、そういうところにつきましては、本調査に入るべく予備調査等もやっていくというふうなことにしております。

また、一筆ごとの調査までが必要がないというふうな地域につきましては、とりあえず街区調査をやります。ブロック単位の調査を進めていきたい。そのためにはやはり相当の基準点測量を行っていく必要があります。そのために通常の調査よりも密度の高い高密度基準点測量を行いたい、そういう街区調査の促進に役立てていきたいと思っております。

そういった段階的な調査を実施することによりまして、あわせてその街区の中の調査につきましても、あるいは民間で土地の売買あるいは分筆、合筆等が行われる際に測量もされると思いますので、そういう測量も街区さえしつかりしておれば、そのコーナーからいろいろ測量しやすいわけでありまして、そういう調査を進めてまいって、できれば国土調査の指定等にも組み込んでいきたい。あるいは再開発される場合にも、そういう枠を設定しておきますと、再開発の際の調査も国土調査の方に指定していくことができる、そういうことでいろいろな人の御協力もいただきながら都市部を促進していきたいというふうに考えております。この都市部につきましては、そういう調査も導入し、三十年間で完了させたいということでありまして、林地につきましては約二五％完了しておりますが、今後はこれは開発、林業的な利用の高度化が

見込まれる地域について優先的に進めていくわけですが、林地につきましても、過疎化の進展とかあるいは人口の老齢化によりましてなかなか隣地境界がわかりにくくなっておるところが多いわけでありまして、そういうことで非常に調査が急がれる地域も多いわけでございます。昨今ではリゾート開発等に伴って調査が急がれるというところも多々ございまして、そういう緊急度の高いところから実施いたしまして、ここにございましては三十年で調査を完了させたいというふうに考えております。

そういうことでございますが、やはりそれを支えるのは予算であり、あるいは執行体制であるというふうなことを考えております。法律を制定していただくならば、この法律に基づいてしっかりと行なう計画を策定させていただきます。またそれを執行する体制をいたしまして、先ほども申し上げましたように専任職員養成対策事業というのを実施いたしまして、OBも動員いたしまして、そういうOBにも後輩の育成やあるいは事業の実施に協力していただく、そういう中で執行体制の強化も図ってまいりたいというふうに考えております。

○吉井(光)委員 今、今後の実施体制の強化につきまして人材の登用、それからいわゆる専門知識の習熟、こういったことが非常に重要であるというふうな御答弁をいただきましたが、人口集中地域における調査を推進するためには、都道府県の実施体制の整備も必要である。このように懇談会の報告書では述べているわけですが、これはどのように具体的に整備されるのか。

さらに、地籍調査を円滑に行うための推進を図っていくためには、調査の重要性あるいはその意義について国民全体にPRするような思い切った普及・啓発活動が必要である。このようにも懇談会が指摘をしているわけですが、思い切ったPR、これはどのようなことが考えられているのか。例えば消費税導入のときはテレビ等のマスメディア、これは大分活用されたわけですが、土地に対する認識、意識改革も含めて、

国土調査の重要性についても、これだけ普及をしておるところのマスメディア、こういったことも利用していくべきではないか、このように考えるわけですが、いかがですか。

○藤原(典)政府委員 地籍調査の推進のために、先ほども申し上げましたように実施体制の強化は、大変重要でありまして、特にその中で人材活用の具体的な対策を固めることが必要だと考えております。

私も国土庁といたしまして、従来から都道府県、市町村に對しまして、地籍調査に関する専門的な知識を有しており、調査の内容に精通した専門職員の養成確保を強くお願いしてきたわけでありまして、何といたしまして境界確認の立ち会いあるいは測量技術、さらには不動産登記等の分野で相当の知識、識見が要求される仕事でございますので、特にそういう観点からお願いしてきたわけでありまして、幸い、昭和六十三年度の地籍調査実施市町村について見ますと、全国平均で、これは専任職員でございまして、一市町村当たり三名配属されるまでに至っております。

またさらに、この職員の資質の向上とかあるいははすす野を広げる意味で、研修会とかあるいは検討会を実施してきております。今後も引き続きこれを計画的に、回数もできるだけ多ししながら充実を図ってまいりたいと思っております。

それと、平成二年度からは、先ほど申し上げましたように地籍調査専門技術者養成対策事業を実施することになっております。この事業は一定以上のOBも含めた実務経験者を対象に、専門的な知識の修得あるいは再研修という意味で講習、研修会を行っており、そういう人々を公益法人等一定の機関に登録させておきまして、地籍調査を実施する公共団体間で有効に活用し合う、そういうふうな体制をとってまいりたいというふうに考えております。

それと、先生御指摘のように予算も執行体制も充実されました、やはり国民あるいは関係者の皆さんに地籍調査の重要性を十分理解し、認識し

ていただくということが何より必要だと考えております。そういう意味で、これも多くの方に地籍調査の内容あるいは地籍調査の成果がどういふふうに使われるのか、あるいはその地籍調査結果が個々の土地所有者の皆さんにとっても権利保護のために役に立つのだ、そういう点まで含めましていろいろPRを広めていきたいというふうに考えております。

幸い土地基本法を制定していただきました、この中でも土地に関する基本的な認識、土地に関する理念、そういったものを広く啓蒙、普及するよう規定されておりますので、私どもの方ではこの平成二年度から四月を土地月間と定めまして、この期間中に地籍調査を含めましていろいろな土地に関するPRを関係機関、団体等の応援も求め全国的に幅広く展開していきたいというふうに考えております。その中でも地籍調査は重要な調査として、その普及、PRに努めたいというふうに考えております。

○吉井(光)委員 地籍調査における具体的な提言といえますか、二、三お尋ねをしておきたいのですが、現行では国土調査の事業主体が国、それから実施主体は市町村、国から調査を委託された委託事業でございまして、すなわち事業主体と実施主体とが異なっている。ところが、先ほどからお話があったように、実施状況がいかに悪くても何らペナルティーを科せられるようなことがない。そうであるならばむしろ人的、財政的な裏づけをきちんとしてこの事業主体を国から都道府県あるいは市町村へ移行させたらどうか、こういうふうな意見もあるわけですが、この点が一点。

また、調査を本気で推進しようとするのであるならば、この際、実施する自治体及び協力する所有者に対して何らかのメリットを与えるような新しい手法または政策手段、こういったものではこれはもう本当に進まないと思っております。私もずっと各首長、そういったところいろいろお話し合いをし

てきたわけですが、これを進めても各市町村にとってはもう何のメリットもないから、だから私のところはもうやりませんとか、こういったところがあるわけですよ。やはり市町村というのは、この事業をやればこれだけのメリットがある、こうなれば首長は本気になるわけです。先ほどからいろいろ指導もされておるようでございますし、またいろいろと督促というか、そういったことにも力を入れていらっしゃるようでございますけれども、実態としてはなかなかこれが進まないという現実。そういった新しい手法、こういったことも必要ではないか。

また、民間への調査委託、現在では市町村の職員の立ち会いのもとでなかったならばこれはできないようになっておるわけですが、これがなかなか調査がはかどらない一つの大きな原因になっているわけですね。かといって行革の推進の上から、また財政面から新たに職員を増員させることも非常に難しい状況でございます。こうしたことを考えますと、いっそのこと政府が言う民間の活力を導入、こういったことから土地家屋調査士等専門家に一定の条件のもとに調査委託をしたらどうか、また実績のある民間企業にも調査委託をさせたらどうか。コスト面、また公共性の面、いろいろあるかと思ひますけれども、こういった面はどうだろうかと思ひます。

それともう一点は、専任職員の強化と予算の確保でございます。

私も県下の市町村を調査いたしましたけれども、圧倒的に多かった要望というものがやはり予算の増額と人手不足でございます。国土調査の予算の策定は、調査面積、すなわち事業量によって決まるわけですが、ここ数年の予算額の推移を見ますと、五十八年度以来毎年減額されている。先ほどの御答弁のように、シーリングの問題もあるでしょう。その一方で政府は、土地住宅対策は今政治に課せられた最大かつ緊急の課題である、このように言っておるわけでございますが、その基本、土台となる地籍調査費というものが削

られてゐる。これではどうしようもない。片方では幾ら進めると言つてみたつて、予算がだんだん減つてきたのでは、人件費も上がるでしょう、調査費も上がるかもしれない、恐らく上がるでしょう。コストも上がつてきます。ここに大きな矛盾がありますね。これはどのように解決をしていけばいいの。こういった点、三点について最後にお尋ねをしておきたいと思ひます。

○藤原(良)政府委員 まず、調査権限の都道府県あるいは市町村への移行についてでございますが、現在は、市町村等により実施されました地籍調査の成果は都道府県知事に送附されて、知事が認証いたしますとその写しが市町村において保管されて、一般の閲覧等に供され利用されるわけでありまして、また、この成果の写しは登記所にも送附されて、地籍図は、従来の公図にかわり不動産登記法第十七条の地図として登記所に備えつけられる図面になるわけですね。また、地籍簿も土地登記簿に反映されるということになっております。

こういう不動産登記とも非常に密接に地籍調査は連係しておりますので、この調査の適、不適いかによつては、登記を信頼して不動産取引等を行われる人に不測の損害も及ぼしかねないということでありまして、非常に正確を要しますし、また一たん登記されますと、この訂正は非常に困難だということわけでありまして。

こういうことで国民の財産等に重大な影響を及ぼす調査でございますので、認証に当たりましては内閣総理大臣が事前に審査するということになつております。これもひとえに成果の精度とか正確性の担保あるいは全国的な横並びの整合性、こういった確保のために措置しておることでございます。やはりこれを全面的に市町村に移行するというのは適当ではないのではないかと、うううに考えておるわけでございます。

また、民間への調査委託については、先生御指摘のとおり、できるだけ民間の力をおかりしながらやっていくのが好ましいと思ひます。

来から測量工程につきましては外注するのが一般的となつておりますが、現地に於ける毎筆の土地所有者の確認、各一筆一筆の土地所有者の確認あるいは境界の確認、地目の認定、そういった業務、一筆地調査と言つておりますが、こういった一筆地調査につきましては、作業の性格上、土地所有者の基本的権利に関する行為を含んでおりますので、問題のない円滑な地籍調査を実施するためには、どうしても地域の状況に精通し、信頼感を与えるといひますか、そういった市町村職員が直接実施するというのが適切じゃないかということ、外注化につきましても一定の限界があるのじゃないかというふうに考えております。しかし、できるだけ多くの部分を土地家屋調査士等にもお願いしながら移行するという方向で検討させていたきたいというふうに考えております。

それと、専門職員あるいは予算の確保でございますが、確かにこれまで進捗がはかばかしくなかった理由の一つに予算的な要素も大きいと思ひます。いろいろ御指導いただきました。発足後昭和五十七年ぐらゐまでは順調に伸びてきたわけですが、その後いろいろな情勢がございまして、年々少しずつ落ちてきております。しかし、落ちる中でも国土調査については相当財政当局にも御理解をいただけてきたわけでありまして、現実には相当落ち込んでおるといふことであります。何としてもこの予算の確保が今後の事業推進に非常に大切だと考えておりますので、この点についてまた先生方の御指導も得ながら、我々予算確保に努力したいというふうに考えております。

○吉井(光)委員 終わります。

○中島委員長 辻第一君。

○辻(第)委員 初めに、地籍調査の現状についてお伺いをいたします。

この地籍調査は、昭和二十六年の調査開始以来今日までに要調査面積の三分の一を超えたところとどまつておるわけですね。こうしたおくれの原因はどこにあるのか、国土庁の見解を伺ひます。

○藤原(良)政府委員 一つには、先ほどから御答弁申し上げておりますように、この調査は個人の権利に関する各筆ごとの調査でありまして、正確な調査と厳密な手続を要請されます。そういうことで、一筆の土地について位置、境界の確認に関する地元住民等の協力も得ながら進めてまいりまして、非常に多くの時間、労力を費やすわけでありまして、そのあたりが調査がはかばかしく進展しなかった理由の一つかと思ひます。

それともう一つは、この調査は市町村の理事者等におきましてもメリットについての理解が十分でなかったのではないかと、そういうことで、やはり市町村あるいは県も含めてですが、我々の啓蒙、普及努力が不足しておたということもあらうかと思ひます。また自治体におきましても、そういうことで、どうしても予算手当てにしまして、専任職員の確保にいたしまして、優先順位がどうもそれほど高順位の方に回されない、そういうふうなこともあったかと思ひます。また国の方でも十分な事業費の手当てができなかった。そういったものも原因が、今日なお全体の進捗率三三・五％にとどまらせている主たる原因ではないかと思ひます。

ただ、おくれしておる中でも、大都市地域では非常に土地の細分化が進み、権利関係がふくそうしておりますし、また土地の異動が激しくて、調査するにも不在地主が多くてなかなかはかどらない。それと、測量も非常に交通量の多いところでは測量いたしますので、精度の高い調査をするにはなかなか手間暇、予算も単価が高い、そういうこともございまして、大都市地域では特におくれたいわけでありまして、しかしこれからの障害もいろいろな工夫を凝らすことによつて乗り越えられない障害ではないかと考えておまして、一つ一つ障害を取り除きながら、新しい十カ年計画の中でできるだけ近い将来に完了するような展望を開いていきたいというふうに考えております。

○辻(第)委員 いろいろと大変な御苦勞があるなというところを感じておるわけですが、この地籍調査の

結果、登記と現状の不一致が出てきたときの政府の対応について伺います。

地籍調査は、一筆ごとの土地について、所有者、地番及び地目を調査するとともに、境界及び面積の測定を行うものであり、土地に関する戸籍調査ともいべき基礎的な調査というところであります。国土庁の国土の利用に関する年次報告六十三年度版の中に、「我が国における土地の公簿は、主として明治初期に実施された地租改正事業の際の土地調査の結果を基礎とするものであり、正確なものが少なくない。また、従来の登記所や市町村に保管されている地図も精度が低く、このようなところがござります。そうなりますと、地籍調査の結果、登記と現状の不一致が出てくるケースも多いのではないかと思います。都市部での調査では特にこの点が心配をされるわけでありまして、この不一致に対し、政府はどのように対応されるのか、お伺いをいたします。

○藤原(良)政府委員 御指摘のとおり、特に現在登記所に備えつけられております地図は、明治初年つくられた字限図というものでございまして、非常にラフなものでござります。したがって、この字限図と現状が著しく相違する、そういうふうな地域もございまして、我々いわゆる地図混乱地域と称しておるわけでございしますが、こういう地域について地籍調査を実施いたしますことは、これらの地域における地籍の明確化に大いに寄与するわけでございまして、非常に調査のやりがいがあるといえますが、効果の高い地域であります。

しかし、この地籍調査によって権利の変動あるいは権利の確定をすることは、調査制度にはそういった権限が与えられておりませんのでできないわけでありまして、したがって、地籍調査着手前に関係土地所有者相互間の権利関係の調整をしながら納得をいたしてやっておるわけです。また、不動産登記事務上も問題がない、そういうふうな確認をした上で進めておりますので、それだけに非常に手間暇がかかっているというわけでありま

す。

実施主体におきましては、こうした問題につきまして関係土地所有者あるいは関係機関と常日ごろ十分連絡協議しながら、こういった調整をとりつつ進めておるといのが実情でございします。

○辻(第)委員 昭和の検地とも言える地籍調査は、二十六年の国土調査法制定でスタートし、三十八年度以降は国土調査促進特別措置法に基づく十年計画、一次から三次で行われてきたというところで、六十三年度までの調査で、地籍図を作成したのは九万五千九百四十八平方キロメートルと要調査面積の三三・六%であります。しかも調査済み面積は、東北が五二%、北海道は四八%、近畿五%、東海七%、関東二%、これは六十二年度末時点のようでありまして、大都市周辺は進んでおりません。このペースで進めた場合、調査完了にはあと百年以上かかるのではないかと、国土庁予算で計上している調査費は年間八十億円、調査を終えるのに今後一兆円かかるのではないかと、このようにも言われております。

そして、一昨年十一月十六日の朝日新聞の記事で、大蔵省は「国が一筆ごとの地籍図を作る意義は薄れてきた」とのようになっている。その理由は、明治の地租調査は、租税の基礎だった田畑ごとの収量把握にねらいがあったが、今は税収構造が大きく変わったこと、都市部では、地籍調査の結果、登記と現状の不一致が住民とのトラブルを統廃させる危険すら高い、このようなことを指摘しているようであります。

このような新聞報道に対して国土庁長官はどのようにお考えになるのか、見解を伺いたいと思っております。

○佐藤(第)大臣 辻先生にお答えいたします。

先生の御指摘のとおりでございまして、私も地籍調査が百年かかると聞いたことがございします。この問題は二つございまして、一つは予算的問題、もう一つは実は土地の権利に関する問題でございします。予算面につきましては御存じのとおりでございしますが、これは非公共事業というよ

うなことがございまして、なかなか厳しい査定を受けている状況でございします。

また、もう一つの点の問題につきましては、実は大変、特に土地が高くなっていることで、権利関係でございまして、やはり一筆ごとに基礎的な調査を正確にする、そのことがまた登記にも反映するということがございまして、その辺が大変厳しい点があるわけでございします。

今おっしゃった新聞記事、私も拝見しましたが、測量の合理化と効率化を図りたいと思いが、基礎的にはその点十分配慮しながら、先ほど局長が答弁しましたが、何とか三十年以内には完了したい、こんなことでこれからも努力したいと思っております。何分の御指導と御協力をお願いする次第でございします。

○辻(第)委員 奈良県では、今地籍調査の事業に取り組んでいる市町村は十九市町村であります。四十七市町村ある中で十九市町村なんです、その中で事業の一番進んでいると思われる吉野町の中で、担当者に見えぬところ、その中で、国から人件費をつけてほしいことや、地籍測量の委託の単価が他の公共事業の測量の委託の場合に比べて約三分の一程度、このような問題を改善してほしいなどといった切実な要望が出されております。

吉野町では、昭和六十三年度一年間で、職員が五名で三千四百九十六筆分、面積で二・三八平方キロメートル分の地籍調査がなされております。一筆一筆について、リユースを背負い、足で歩いて、目で確かめて境界を確認していく仕事だということでもあります。境界が確定しないと地籍調査ができなからであります。吉野の山間部では、若い方がほとんど都会へ出ていきます。親が亡くなつて帰ってこられるのですが、そのときに境界争いとなるケースが多いのであります。そうした場合、村の地区の役員の方に入ってもらって和解を進めるようであります。裁判所の呼び出しや弁護士さんの問い合わせなどで板挟みになって、ローゼになったり、中には自殺に追い込まれ

た、このようなケースも奈良県ではあったようでありました。

大変な御苦勞をいただいているのだな、このことを感じるわけでありまして、吉野町の場合は、地籍調査は一平方キロ当たり職員三人、予算は四、五千万円必要というふうに言われているわけにございします。ところが、この事業は国の事業でありますのに人件費がついてこない。先ほどいろいろお話がございましたが、全国の市町村が重要性を認めておられるところもあるわけでありまして、しかし、時間と労力の点で取り組めない、このよう訴えがございします。いわゆる総事業費のうちで国から出るのは三分の一かあるいはせいぜい十分の四ほどで、市町村の持ち出しが十分の六ほどになっている。市町村から毎年人件費をつけてほしいと国に要望が出されているようでありまして、政府はこれにこたえるべきではないのか、政府は予算面でもこうした事態を十分改善すべきではないのか、この点でお伺いをいたします。

○藤原(良)政府委員 この地籍調査に要する経費につきまして、地方財政法十條に規定されております国庫負担の対象事業の一つとして助成をしてきておるわけでございしますが、ただ、その中で、調査の性格が恒常的行政サービス内容とするものでないという性格を有しておりますので、通常の職員設置についての経費まで見れないというところになっておるわけです。そういうことで、先ほど申しましたように、そういう一市町村大体三・六人程度の専任職員を抱えておられますから、それらの人の人件費まで考えますと、これは確かに国から来る補助額は全体経費のやばり相当少ないお金だ、そういうふうな見方もできるかと思ひますけれども、そういう恒常的な職員経費を除きますと、国からは現在のところは百分の五十五、市町村の方と都道府県はそれぞれ百分の二十二・五ですか、そういう負担になっておりますし、またそういう負担分につきまして、特別地方交付税で補てんされておまして、現実には県、市町村ともにそれぞれ三十分の一と

いうことになっておるわけです。この部分につきましては、それほど超過負担的な部分はないのじやないかというふうに思っておりますが、せっかくの御指摘ですから、我々さらによく実態を調べてみたいと思ひます。単価というのは都市部によつても違いますし、また同じ山村部でも地形等によつてかなりの差があると思ひます。そういう面もあるかと思ひますが、私もどもさらによく勉強したいと思ひます。

なお、国土庁におきましては、昭和五十一年度から市町村等の職員がみずから一筆地調査等に当たられる場合には、これらの職員の方の経費につきましては、一部を事業費の中に組み込んでよろしいということにしておりまして、できるだけ市町村の持ち出し分が多くならないようにそういう配慮を加えておるところであります。今後この点については十分注意を払っていききたいというふうに考えております。

○辻(第)委員 測量のことですけれども、昔は平板測量法という方法でやっておられた。この方法はやはり精度が低い。当初の調査を今になってやり直しておられるところもあるというふうにも聞きます。今は光波測距儀という方法でやっておられるようですが、これだと単価が高つくということがあります。吉野町の例では、地籍調査の測量委託費が他の公共事業の測量単価と比べて低い。私の聞いたのでは、三分の一程度ではないか、このように聞いております。そういうことで、地籍調査の測量をやってくれる業者が非常に少ない、なかなかないという現状になってきているというふうにも聞いています。

市町村が、これも毎年単価アップを要求してきただけでなかなか改善をされない。これはどこがどういうふうにならなければならないのか、この調査の結果、面積がふえたら固定資産税が市町村に増収となるからよいではないか、こんなことも言われているようにあります。市町村にしてみますと、その分交付税でカットされるのだから全然メリットがないのだ、こういう声も聞いたわけ

でございます。この測量委託費の単価の引き上げ、これはやるべきではないのかと考えるのです。が、いかがでしょうか。

○藤原(良)政府委員 地籍調査の単価につきましては、昭和五十六年度から五十八年度にかけまして、予算と実行の乖離があるということで改善努力をいたしました。その後も所要の人員費等の改定を行つておりまして、現状では特に大きな乖離はないというふうに考えておるわけです。

ちなみに五十五年の単価を申し上げますと、平方キロメートル三百万でございましたが、平成元年では四百七十二万というふうになっておりまして、伸び率も五十五年を一〇〇といたしますと、一五八となつておるわけです。それで、ちなみに運輸省、建設省、農水省等の三省単価の推移を見ましても、五十五年一〇〇に対して平成元年一六〇の指数でございまして、それは大きな差はないのじやないかというふうに考えております。

ただ、この単価につきましては、やはり民間に頼む部分も多いわけでございますので、民間がしっかりと調査ができるように、今後この実態をよく見きわめて改善すべきときは改善するといふうなことが特に必要だといふふうに考えております。今後とも十分注意していききたいと思つております。

○辻(第)委員 もう一度具体的に調査をしていただいて、改善すべきところはぜひ改善をしていただきますように、重ねて要望をして次へ移ります。

次に、当面の地価対策について伺いたいと思ひます。  
国土庁が二十三日付で公表されましたことし一月一日現在の公示地価によりますと、この一年の地価の上昇率は、全用途の全国平均で一六・六％、昨年は八・三％だったようですが、再び騰勢を強め、七五年以降では一昨年に次ぐ高い伸びとなつております。大阪圏が五三・九％と調査開始以来の最高の上昇率となつたほか、東京圏の地価

も七・二％上昇、政府の地価対策の怠慢と私は言わざるを得ないわけでありまして。地元でいろいろ演説会や集会をやりますと、必ずこの地価の問題が出てくるわけでありまして。本場にまじめに働くことがもう嫌になつたのだ、そういう切実な訴えもたくさん聞かれています。

大阪圏が五三・九％、私も奈良県では五〇・二％です。その前年は二六・九％ということでありまして、実態を見ますと、もう二倍や三倍というふうなところはざらにあるのです。こういう状況になつてきているわけでありまして。この土地の高騰の原因でありますとかあるいは責任といひましようか、あるいは対策といひましようか、あるいは土地特別委員会あるいは建設委員会などでもこの問題を取り上げてまいりました。しかし、結果はこういう極めて残念な結果になつておるわけですから、国土庁の職員の皆さん方とお話をしますと、努力をいたしましたというお話は聞くのです。しかし、結果から見てもいまいましいと、これは本当に残念な結果です。最近大臣が次々とおかわりになるので、おかわりになるたびに私も強く私どもの主張を申し上げ、要請をするわけですが、そのときは非常な決意を持ってやりますといううな感じで、やっていただけのかなと多少思うのですけれども、実態はほとんど具体的にきちっとしたことがやられていないということですね。

問題はやるかやらないか、このところには事はかかつてきているのではないかと。我々から見れば既に遅しというふうな感じがするわけでありましてけれども、しかしまだまだ土地を引き下げて国民の皆さんの期待にこたえない、この思いがいっぱいでありまして。

そこで、繰り返しになるのですが、いわゆる規制区域の発動ですね、さびついた感じがあるわけですが、この伝家の宝刀をなぜ抜かれなかったのか、これからも本当にお抜きになる意思があるのかどうか、この点について長官の御意見を伺いたしたいと思います。

○佐藤(国務)大臣 辻先生にお答えいたします。実は、地価高騰は御指摘のとおりでございまして、全国で約一七％、大阪で五四％上がったというところで我々も大変苦慮しておるわけでございます。

規制区域の指定でございますが、これは二つの要件が伴うわけでございます。一つは地価の凍結、もう一つは一定の利用目的以外には許可しない、こういう厳しい取引条件がつくものですが、社会経済上大変大きな影響を与えるということと各自自治体も自願しておつたと思ひます。

現在には監視区域制度をどう運用するかということでございますが、この監視制度も、先生御存じと思ひますが、都道府県の知事あるいは政令市の長によつて運用されるわけでございます。現在、厳しい行財政の中で人員を確保しながら頑張つていられるような現状でございます。

きょうも実は国土庁に全国の担当者を集めまして、監視制度の的確な運用、後手に回らないように緊急な点検をするようにお願いしているわけでございますが、いざいざいまして、先生御指摘の点、もっともな点もあるわけでございますが、我々といしましては何とか後手にならないように地価の安定をしたい。どうしてもそれで地価の安定が難しい場合は、規制区域の指定を念頭に置いて対処したい、こう考えております。

○辻(第)委員 また、繰り返し要求をしてきました金融機関の土地への投機的融資ですね、この問題も何度も言うてまいりました。昨年の十一月でしたか、その質問のときには、前の国土庁の長官が、融資の問題については厳しく要請をしてまいります、こういう並み並みならぬ決意のように感じましたので、これもどのようにならぬ効果があるのか、最近の状況を見てまいりますと大変な不動産業向けの貸出残高の増であります。もう時間がありませんので、なんでございませうが、これまでの自粛要請では現実的に効果がなかったと私は言わざるを得ないわけでありまして。

こで、金融機関ごとの土地融資の実態の公表やリース会社などを通じた規制逃れの防止、あるいは日銀による窓口規制、投機資金の回収の指示、土地担保の制限など、踏み込んだ土地関連融資の抑制策をとるべきである、このことを強く要求しておきたいと思ひます。時間がありませんので答弁は結構でございます。

最後に、市街化区域内農地への宅地並み課税の問題であります。

私も、これまで一貫して、農業つづしであり、緑地であるとか防災の問題、そして実際には地価引き下げにはつながらないということで、強行すべきでない主張してきたわけでありまして、しかし、日米構造協議などでアメリカも含めてこの宅地並み課税をやろうというような声を聞くわけでありまして。

私も奈良県では、市街化区域内農地は三千六百二十七ヘクタールございます。宅地並み課税免除農家の方は五千三十八戸になっております。県の農協中央会にお聞きをいたしました、奈良県あたりは東京と違って専業農家が多くて、水田で米をつくっている。田んぼに銀行並みの固定資産税をかけられたら農業などやっていけないわけがない、このようなことをお聞きをいたしましたわけでございます。

既に前国会でも土地特別委員会が質問をしたのですが、市街化区域内農地への宅地並み課税を強行することは、農家にとっても土地問題の解決にとっても決して望ましいものでないわけでありまして。政府は強行すべきでない、このように考えます。

そしてもう一点、政府は奈良県のような水田の多い市街化区域内農地についてどのような方針で臨もうとおられるのか、あわせて伺いをいたします。

○藤原(島)政府委員 先生御承知のように、市街化区域農地問題につきましては、総合土地対策要綱でその方向づけは閣議決定していただいております。また、昨年末の閣議会議の申し合わせで

も、同じような方向で基本的な方針が示されておるわけでありまして。

要は、市街化区域農地のうち、営農の継続が可能な条件を備えておりましたか都市計画の面からも保全すべき農地については、生産緑地等の指定を行い、都市計画上の適切な保全を行っていくということであろうかと思ひます。

また、市街化区域内農地にかかわる税制につきましては、保全すべきものとそうでないものと都市計画上の位置づけの明確化を図っていく中で、それに関連づけながらそのあるべき姿を検討していくのが適当だというふうに考えております。

○辻(第)委員 終わります。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中島委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、桜井新君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。桜井新君。

○桜井委員 ただいま議題となりました国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及

び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありまして、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかえることといたします。

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 国土調査の実施に当たっては、国土の全域にわたり均衡のとれた進捗が図られるよう留意するとともに、立ち遅れている都市部における地籍調査事業の一層の促進に努めること。

二 地方公共団体における国土調査の実施体制及び管理体制を拡充するとともに、所要の経費の確保に努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よって、桜井新君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、国土庁長官から発言を求められておりますので、これを許します。佐藤国土庁長官。

○佐藤国土大臣 本委員会におかれましては、本法案につきまして熱心な御審議をいただき、ただいま全会一致をもちまして議決されましたことを深く感謝を申し上げます。

本日の委員各位の御意見につきましては、今後その趣旨に沿うよう努力いたしますとともに、た

だいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨に十分沿うよう努力してまいる所存でございます。

本法案の御審議の終了に際し、委員長初め委員各位の御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表しまして、私のごあいさつとさせていただきます。どうもありがとうございます。(拍手)

○中島委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中島委員長 午後零時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時二十分休憩

午後零時三十一分開議

○中島委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。坂本内閣官房長官。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○坂本國務大臣 ただいま議題となりました明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法により、奈良県高市郡明日香村における歴史的風土の保存を住民生活との調和を図りつつ行うため策定された明日香村整備計画に基づき、明日香村が国から負担金または補助金の交付を受けて昭和五十五年度から平成元年度までの間において行う事業について、国は財政上の特別の助成を行ってまいりました。

平成二年度以降につきましても明日香村整備計画を策定し、同計画の円滑な推進を図るため、本年度末で期限切れとなる明日香村に対する財政上の特別措置を引き続き講ずる必要があり、同措置について平成十一年度までの十年間延長するものであります。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いいたします。

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。貴志八郎君。

○貴志委員 開発が現代における利潤追求の姿であるとするならば、文化は日本人の心、未来にわたって引き継がれるべき民族の財産であると思えます。ところが現在、大変な豊かさを追い求めてきた我が国の人々の中には、この大事な心を失いつつあるのではないかと、心の砂漠が広がっている

のではないかと、そういう疑いを持ちたくなるようなことがたくさんございます。国内の開発だけで気の済まない日本企業が、世界各国の土地を買ひあさり、あるいはオークションがあれば名画や古典美術を想像を超える高値をつけて世界の人々のひんしゅくを買う、これもこれも日本人の心のひずみを象徴しているのではないかと、このように思えるわけでありまして。

その意味で、本日付議されております明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法は、物心か、金か文化かを問ひ直す、まさに日本の文化度が問われる意義深いものであると思います。

そこで、まず長官にお尋ねをいたします。

この明日香法の原点は、昭和四十五年九月に提出されました歴史的風土の保存等に関する法律であります。この答申の前文に、「この地方には、宮跡、寺跡、古墳等の遺跡が数多く存在するが、これらの歴史的風土を最近急激に進展している開発の波から守り、一体的に保存し、正しく後世に伝えることは現代に課せられた国民的課題である。長官は、この十年間の法施行の実績を、今申し上げた原点を踏まえて果たして満足すべき十分な成果があったと御判断をされるかどうか、また整備計画の実施と運用について改善を要したり反省したりすべき点がなかったかどうか、まずお答えを賜りたいと存じます。

○坂本國務大臣 奈良県明日香村は、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であります。村内には全城にわたって宮跡、寺跡、古墳等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土が形成されております。

法制定後十年が経過し、この間に明日香村を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきたものの、住民の深い理解と協力によって歴史的風土の保存に關してはおおむね所期の目的は達成されてきたものと考えています。

また、明日香村整備計画に基づき各種の事業が

実施された結果、明日香村整備基金による事業と相まって生活環境等の整備は進んできているものと考えています。

国民的文化遺産である明日香村における貴重な歴史的風土を良好に保存し後世に伝えることは、国家的見地から見て極めて重要な意義を有する課題であり、明日香という日本人にとっての心のふるさとともいふべき地域の歴史的風土を守ることを通して国民の間に心の豊かさをはぐくむことは、今後我が国が文化国家日本として世界に貢献していく上でますます大きな意義を有するものと考えております。

このような観点から、今後ともこれまで以上に住民の理解と協力を求め、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土の保存を推進してまいりたい所存でございます。

○貴志委員 この法律には、今長官からお答えをいただきましたように二つの顔があると思えます。

その一つは、歴史的風土の保存であり、この点については長官が御答弁されましたように、私もおおむね良好な結果を得ていると思えます。しかし、もう一つの顔、この保存を支える住民の生活環境の整備という面におきましては、かなり多くの問題点があるのではないかと感じます。

十年前に、この法律制定の時点でも論議をされたわけですが、明日香村の歴史的風土を保存するために最も適した産業は何か、十年前に随分論議をされております。その中で得た結論は農業であります。農業という点については、本委員会でも十年前の論議の中で一致した意見であると理解をいたします。私も、農耕民族としての日本人の古代文化の歴史的風土を保存する姿として、黄金の波打つ稲穂そのものが歴史的風土の保存の象徴のように思う一人でございます。

ところが、御承知のとおり都市近郊農業としてではビニールハウスなどをつくることによって対応できるわけでありすけれども、この地域はビニールハウスを建てることのできない、制限を

れている。それから、水田のために土地改良を進めようとしたとしても、地下掘削を勝手にやることはできない。さらに調べてみますと、耕作面積はこの地域においては一戸当たり大体三反というところでありますから、ひつきょうは兼業をしなければならぬ。こういう実態にあります。こういう点を踏まえたと稲作、米づくりだけがこの地域における農業の姿ということに絞られてくるわけでありまして。

ところが、この明日香村の農業に対していわゆる減反、これの網をかぶせて確実に実施をさせておるわけでありまして。私はその理由をぜひ問いたい。今長官がお答えになりました日本は文化国家を目指すという基本的な立場からいって、この歴史的風土を保存するための農業、その農業で米づくりを取り上げる理由というものは一体何かと私は聞きたいのであります。

同時に、その当時から言われておりますように、明日香村が農業立村でやっていけるという見通しを持つことができたのか。このような減反などを押しつけることによって、将来にわたって地元住民の生活環境がなおかつ良好に保てる、このように理解をされているのか。その点についてぜひ御意見を承りたいと思えます。

○渡辺説明員 御案内のとおり、現在お米の需給ギャップは四百万トンという極めて膨大なものになっております。この需給を早急に均衡、回復するというのが農政の最重要課題でございます。そういうことでございまして、米を守り、そして日本の水田農業を維持発展させていく見地から、日本の稲作農家を挙げてこの対策の推進に取り組んでいるところでございます。

例えて申し上げますと、現在米を販売している農家が二百七十万戸ございすけれども、水田農業確立対策、転作への御協力は、米を販売していない農家にもお願いをしている、そういうふうな状況にございます。

次に、転作目標面積を具体的に各県へどういふふうに配分しているかということでございます

が、これはもちろん行政だけで配分をしているわけではございません。農業団体と一体になって配分をいたしております。水田農業確立対策におきましては、十ほどの客観的な要素によって面積の配分を各都道府県にいたしておりますけれども、それに加えて、各地域の農業なりあるいは置かれた実情を十分勘案をしてこの面積の決定をしているわけでございます。

実は、都道府県内の市町村に対する配分は都道府県に、一番地域の実情に通じておりますしお詳しいわけでございますので、ゆだねております。それから市町村内の配分につきましては、地域の実情を勘案しながらやっていただきたいということで市町村長さんにこれをお願いをしているわけでございます。奈良県の明日香村におきましても同様な配慮が行われているというふうに私どもは理解をいたしております。

とはいえ、今先生から御指摘がありましたように転作率が三〇％にも達しますと非常にやりにくい、あるいは今御指摘にありましたように、いろいろと制約条件が明日香村についてはあるというふうな実情も承知をいたしております。来年度から水田農業確立対策の後期対策がスタートいたしますが、私どもはそこの中でできるだけ制限的な作物は廃止する、あるいは今までは収穫をする作物だけでございましたけれども、景観を形成するような作物も転作の対象として取り入れる、あるいは確立対策の中でお米を主食以外につくることもかなり面積を拡大する、数量を拡大する、そしてさらにそれでもできないようなところはほかの地域と共補償で面積を交換する、米をつくる地域と転作をする地域を交換するというふうないろいろな手法の多様化をいたしました。

明日香村におかれましては、こうした転作手法の多様化の中で何とか確立対策の円滑な推進がなされますよう期待をいたしておるところでございます。

○貴志委員 一応の御説明をいただいたわけですが、私は納得ができません。政府と

して明日香村のために必要だということで古都保存法の特例措置としてこの法律をつくったはずであります。ということになってまいりますと、やはり環境を改善する、歴史的風土を保存するという必要からこの法律をつくっているわけでありますから、総合的な観点から何らかの形で、少なくとも原則としてそのために農業を守らなければならぬというところをきちんとしておるわけですから、それに対応した施策というものがなければならぬ。税法のような厳しいものでも、今かかっておりますように租税特別措置法が現にあるじやありませんか。

昭和五十五年、この明日香法の制定の際に、当時の委員会が減反問題に触れた小淵長官は、関係省庁との点についてよく話し合ってみよう、このように記録に出ております。一体どのような話し合いがあったのか、この減反について農水省との間でどのような協議がなされたか、その結果はどうだったのか、今やられているような結果について当時の総理府はこれを了解したのかどうか、ぜひ聞いておきたいと思っております。

○櫻井政府委員 農政上の観点からの減反問題につきましては、ただいま農水省の方から御答弁があったところでございます。

今委員のお尋ねの件につきましては、この法律が制定されました際に、当時の総務長官が減反問題等につきまして明日香村にどういう適用をするかということについて関係省庁と十分連絡をとってみたいという趣旨の御答弁があったことについてのお尋ねかと思うわけでございます。

ちょっと抽象的なものかもしれませんが、減反問題そのものずばりということではございませんで、明日香におきまして歴史的な風土と、農業立村を目指しております明日香村の今後のあり方等につきまして、私どもは、農水省はもちろんでございますけれども、歴史的風土審議会がございまして、その中に幹事会がございまして、その場を通じましていろいろな角度から、どのような形で明日香村の基幹産業である農業を歴史的な風土と

どういふふうに関係させていくかということにつきましてはいろいろ御相談はしてございますけれども、減反問題すばりにつきましてはその後特別にお話ししたということではございません。

○貴志委員 念のため伺いたいと思うのですが、昭和四十六年十二月十五日、当時の奈良県企画部長と明日香村長との間で覚書が交わされておりました、その中で減反は行わない旨の内容が含まれております。このことについては、十年前の論議の中でもその事実がわかっておるといふ農水省のお答えであります。

そこで、今農水省の方からお答えをいただきましたが、後期対策の転作目標を示されたわけでありますが、私が先ほど来申し上げておることは、手法的問題、要するに運用の問題をお尋ねしているのではなく、原則として文化財保存、歴史的風土の保存、その住民の生活環境の整備、そういう点からいって転作すなわち減反というものは原則的にそれを認めることができるのかどうか、考え方、原則はどうかということをお尋ねしているわけではあります。

都道府県なり、あるいはその県内の村の中においての配分の問題については、そこから先の運用の問題でありまして、運用の問題にも私は意見がありますけれども、まず原則が一体どういうことか、農水省と総理府との間の意見の違いは何か、農水省と総理府との間の意見の違いは何か、先ほど申し上げたように、県と村とそういう約束事があるのに、結局第一種地域においては六十五ヘクタールのうち四ヘクタール分だけはとにかくさじかげんをしておる。しかし、全体としてはそれは考慮されておらないという、そういう具体的な課題について、やはり文化財を保護していく、歴史的風土を我々の子供たちや孫たちに未来永劫に伝えていくというロマンの薫り高い、こういう課題に対して、減反という問題は余りにも生臭い問題であります。しかし、これの調和を図っていく問題と、本当の意味における、我が国そのものがこの歴史的な文化というものを保存するために

ただ熱意を持っておるかということが示せないのではないかと、私はそのように思いますので、あえてこの問題についてお答えをいただきたいと思っております。

○渡辺説明員 今御指摘がございましたけれども、私どももいたしましては、この米の需給均衡を図るという極めて重要な問題に対処して、日本全国全農家が取り組みをいただきたいというふうな考えをしております。各地域各地域それぞれ困難な事情は抱えておるわけでございます。今、歴史的風土の問題が生まれたけれども、市街化区域が多く、あるいは飯米農家が多い、担い手に転作がしわ寄せをされる、あるいは飯米を確保したい等等、各地域各地域それぞれ困難な状況を抱えておるわけでございますが、そうした困難な事情につきましては、やはり地域の実情に精通をいたされた都道府県なり市町村がそれを勘案をして配分をするというものが私どもの転作行政の実情でありまして、原則でございます。

もとより、先生のお言葉を返すわけではございませんが、減反という、米の生産を調整するという側面からだけ私どもは事態をとらえているわけではございませんで、水田農業、水田の有効な活用という観点からこの行政を推進いたしております。例えば転作、ほかの作物への転換が困難な湿地地域では主食以外のお米をつくって稲作をそのままとし続ける、あるいは先ほど申し上げましたように景観を形成する作物を植えて地域としての荒廃を防ぐ、あるいは消費がふえればその分だけ転作目標面積を減らすといったようなことで、水田全体としてこれを維持し育てるという観点から対策を進めているわけでございます。

四十六年当時比べて面積が多くなりました。三割にも及ぶような状況でございますので、なかなか大きな差をつけることは地域地域で難しいのかもしれませんが、その中でもそれぞれの県あるいは市町村がいろいろな工夫をいたしまして、傾斜配分といえますが、飯米農家にも御協力をいただき、中核農家にはできるだけ転作をさせない、

市街化区域ではたくさんやっていただく、そういったようなことをいたしております。どうか明日香村におきましてもそういった多様な手法で対応をされ、円滑な推進を期待したいというふうな考えをしております。

○貴志委員 この転作問題については明日香村全体で水田が三百ヘクタール、その中で三割を仮にさじかげんをしたといたしましては百ヘクタールであります。この減反を明日香村で実施をして、明日香村で水田農業のために全体として恩恵が具体的にどれだけの効果があるかというふうな問題など、たくさん問題点があります。また、総理府の文化を守るという立場と農水省の農業という立場との相違があるだろうと思います。そういった問題についてきょうのところはひとつ双方において、特に私は総理府の立場に立つて、日本が文化国家だという限りはそれに力点を置いた整合性のある施策が必要でないかということだけは、これは意見として申し上げておきたいと思っております。

それは、ここ十年の間、社会経済情勢の変化が非常に勢いで進んでおります。私は半月ほど前に現地へ参りまして、現場の村の当局者の若い担当者の方といろいろと話し合いをいたしました。彼らは目を輝かせて明日香村の未来について話をしてくれました。しかし同時に、政府や地方団体が行っておる事業に対して公共用地の提供を拒む、そういう住民感情のしこりがかなり根強い、このようなことを苦渋に満ちた表情で話をしてくれました。果たせるかな、その後で会話をいたしました現地の住民の方々は、まことにたいへん表情で不満をぶつけられました。もう今さら何を言ってもそれは届かない、もう結構だなどとおっしゃる投げやりの言葉の中に、私は数々の問題があったように思います。

この人たちのおかげで保存されてきた明日香村の文化、そしてこの方々の協力で後世に伝える文化を保存し守っていかねばならないのに、肝心の基本となるべきこの地域住民の人々の不満が

現場で渦巻いているというのは一体どういうことか、これからの法期限延長だけで果たしてこれらの方々の満足を得ることが出来るのだろうか。私は、この時代の変遷にたいへん対応が必要でありますし、何よりもせつなくつくった法を、法の趣旨を生かす、そういう心が必要だと思っております。

この法律施行以来十数年の間に社会経済情勢は大きく変わっております。住民の意識も大変変革をしておるはずであります。そういう観点から見ますと、整備計画、これは内閣総理大臣の承認を受けたものでありますけれども、この達成率はわずかに六〇％、補助金のかさ上げ実績につきましても十数年でわずかに八千万円弱というふうな数字であります。この法律のきざしから光った趣旨は、この時代の変遷に対応して生かされておるとは思えない状態であります。法が制定され、計画が決定され、ルールが敷かれた後はただ走るだけ、途中で停車も協議も見直しもおやりになったのかどうか、また地元の住民のそういった不満についてくみ上げていく、理解を示す、そういうふうな営みがなされたのかどうか、ぜひ伺いをいたしたいと思っております。

○櫻井政府委員 ただいまの御質問の中に、明日香整備計画の進捗状況が非常に悪い、これに関連いたしまして地域住民からの意向をどの程度吸い上げておるのか、こういうようなお尋ねかと思うわけでございます。

この三月三十一日で切れます、いわば第一次の明日香整備計画の進捗率は、確かに先生御指摘のとおり決してばかばかしいものではないと思っております。これにはいろいろな事情がございます。整備計画が充足いたしました昭和五十五年、この年はいわゆる財政再建元年と言われた時期でございます。国・地方を通じまして財政環境が非常に悪かった時期でございます。したがって、公共事業等におきましてもゼロシリングあるいはマイナスシリングというところで、全体の公共投資の規模が縮小した時期であったわけでございます。かてて加えまして、昭和五十七年、八年にな

りますと第二次オイルショックの影響を受けまして税収が大変落ち込んだ時期がございました。さらにまた、明日香村につきましては特殊な事情でございますけれども、昭和五十七年には大和川水系におきまして大災害がございました。これは百年に一遍ぐらいあるかないかの災害ということでございます。現在住んでおります村民はまだまだかつて経験のないという大変大きな災害がありまして、その災害復旧に果敢あるいは村の財政力が注ぎ込まれた、こういう事情も多々ありまして、こういう要件が重なりまして予定されておりました整備計画の進捗状況が悪かった、こういう事情でございます。

そこで、その低かった進捗状況を踏まえて、村民の意向をどのように取り込んだのかということでございますが、とりまなおさずおくれれております整備計画を、とにかく取り返して早く達成させたいということと計画を進めておるわけでございます。

なお、形式的なお話でございますけれども、村民の意向ということにつきましては歴史的風土審議会、歴風審の中に奈良県知事もメンバーとして入っております。あるいは専門委員の中には明日香村の村長もメンバーとして加入してございますので、その場を通じて機会あるごとに地元の意向はなるべく取り入れるようにして私どもは執行しておるという実情でございます。

○貴志委員 地元の意向を知事や村長を通じて聞いておるといふことでございますけれども、先ほど申し上げた県と村との減反問題についての覚書、そういったものが住民の意向として最後には政府の方には届いてこないというふうな実例があるわけでありまして、もう少し地元との風通しをよくするために今後の注意を払っていただきたいと注文をつけておきたいと思っております。

さて、本題の問題に入ります。国土庁が発表いたしました地価公示価格によりまして、奈良県の宅地暴騰は全国で第三位、変動率は県としては史上最高の五〇％を超えておりま

す。事はどきどきに、大阪へ三十分の至近距離にあるこの明日香周辺への開発の波は容赦なく押し寄せ、地価の格差は拡大するばかりであります。十年前のこの建設委員会の議事録によりますと、格差は四対一、周辺の町、すなわち橿原市や五條市、そういうところから比べると大体四対一であったということでありまして、その当時でもこれが問題になりました。各委員から、規制ゆえに生じたこの格差をどうするかという追及がございました。その当時の小淵長官は、建築物や開発申請を不許可にするときは申請地を買収し、その金で別な代替地を確保してもらおう、このように規制対策をお答えになっております。また、国民全体の歴史的財産を守るといふ盛り上がりもあって、財政負担に十分たえ得るときが来ている、政府として財政当局や所管庁とも相談をしていきたいと、しっかりと答弁をされておるのであります。

ここで伺いをいたしますが、現在の地価格差はお隣の橿原市や五條市における明日香村と同じような条件の土地で明日香村の買い上げ価格の最低十倍から二十倍以上の地価があるということでありまして、これを見ると、相対的に明日香村の土地は価格が下がっているということになります。この明日香村の土地所有者への補償は一体お考えになったことがあるのか。要するに土地買い上げについて、その実績を見る限り近隣自治体の実勢価格を参考にされたという形跡はどうもないように思うのでありますけれども、どうか。特に昭和六十年以降、奈良県における土地狂乱に対応した鑑定価格を出さず、住民側の受忍の限度はそのために爆発する前にまできている。

長官初め関係省庁は、過去の土地買い上げあるいは価格差の問題についての取り扱いを、今日までの取り扱いとはこれでもかと思ひになるのか。そしてこの十年間にこの土地の狂乱に対して、先ほども農業問題で言いましたが、一回でも立ちどまってこうした問題について関係省庁が集まってどうするかということをお話しなされたことがあるのですか。そのことをぜひ聞かせてくださ

い。  
○真鶴政府委員 明日香村におきまする土地の買入れの考え方について御説明をさせていただきます。

明日香村におきましては、明日香法に基づき全村を第一種歴史的風土保存地区または第二種歴史的風土保存地区に指定をいたしまして、歴史的風土の保存のために一定の行為規制を行っているところでございます。行為の許可が得られない場合は古都保存法第十一条の規定により土地所有者の申し出に基づきまして県において、この場合は奈良県でございますが、時価による買入れを行ってきるところでございます。

土地の買入れ価額でございますが、複数の不動産鑑定士による近傍地の価額の鑑定評価によっているという方法を採用しております。基本的にはこの考え方でも今後やっていきたいと考えているところでございます。

○貴志委員 ただいまのお答えでは、時価による買入れを複数の鑑定士の鑑定結果によってやっているということでございます。買入れ実績の表をちょうだいいたしました。それによりますと平米当たり大体二万五千円弱ぐらいということろじやないでしょうか。坪当たり七万円から十万円以下であります。しかし同じ道路沿いの隣の市、まるつきり条件は変わらないのです。そこで百万も二百万も土地の価格がしている。古都保存法第九条ですか、ここに近傍の地価を参考とするということになっておりますが、複数の土地鑑定士が近傍の地価とは一体この地価をおとりになったのか。恐らく規制をかけられて全然売買をされていない、売買をされたのは国が買い上げたときだけ、その地価を参考にして、もうすぐそこまで開発が進んでおる町の地価、こんなものは全然考慮に入れていないとすれば、地元の人々が怒るのは無理ないじゃないですか。

国土庁長官はけさほどの討議の中で、本当に土地のことを考えようと思えば地価を凍結するか規制をかけるか、しかしそれは大変なことだから我

我はなかなかできないんだというふうな意味のお答えがありました。明日香村はこの規制をかけられていたわけなのです。そして隣の町には規制がないから、同じ国道のもう少しぐそのところでは五十万も百万も、甚だしきは二百万もする、こちらでは六、七万だ、こういうふうになっていることについて一体どのように見ておるのか。ただいまのお答えでは私はどうも納得がいきかねるわけでありました。

○真鶴政府委員 近傍地をどこを考えているのかという御質問でございますが、具体的に申し上げますと橿原市内の調整区域の地価、それから同じく隣接しております高取町の調整区域の地価を参考にして近傍地ということにいたしております。

調整区域における地価は、これまで奈良県が明日香村の調整区域であるところの買入れをしたというところと比較して説明のつく範囲であるというふうに私も理解をいたしております。

○貴志委員 いずれにいたしましても、明日香村の方々は自分の子供が結婚するからといって自分の土地にそのために新宅を建ててやることもできないほどの規制を受けております。そういう規制のおかげで歴史的風土が保存をされておる、こういうことに相なります。そうやってまいりますと、歴史的風土を保存するという価値はどうなるか、その文化に対する価値を土地の買上げ等において、土地の鑑定等の中において勘定されないのだから。文化の価値は全然鑑定の基礎に入らないのだから。その点についてももう一遍伺いをいたします。

○真鶴政府委員 お答えいたします。

古都保存法における買入れ価額の算定は「近傍地の取引価額等を考慮して算定した相当な価額とする」ということになっております。

○貴志委員 古都保存法にいたしましては明日香村の法律にいたしまして、要するに歴史的な文化を大切にしようという発想から生まれた法律であります。そういう意味からいいますと、ここに住んで千数百年の間農業をやっているからこ

そ、この明日香村との境界線で明確にわかるような良好な保存状態が続いておるわけですね。この人たちのおかげです。この人たちのおかげで守り得たこの風土をさらに延長して残していこうというのでありますから、ここで当然な協力してもらわなければならぬ。その協力は、過去の協力、現在の協力、さらに未来永劫にわたる。そういう協力で、まるで何の關係もない地域を、類地であれば、近傍であれば、そこを参考にすればそれでいいのだという、そういう物の考え方がある。これは納得できないわけですね。しかも、この六十年以後の土地狂乱の中で、その近傍地といえども地価がかなり上がってはおるはずであります。奈良県全体で去年とことして五〇％上がってはおるわけですね。そういう状態にもかかわらず、買入れ価格はそれほどの変動が見られないというのは一体なぜだろうか。さまざまな疑問があります。

これから法律が改正されて十年延長されます。この法律運営の中で、従来の鑑定によって地元の住民の憤激を買うような、また、地元の皆さん方が、せっかく皆さん方が計画を建てて実行しようとするその施設の土地を、提供を拒む、こんな価格では売れない、そういう実態があることをぜひ踏まえて、これからの実施に当たっては現実的に即応して、また、この今日までの歴史と未来にわたるこれからの保存運動というものを考え合わせて、文化的価値、今日までの協力度、そういうふうなもの、ぜひ積算の中に加えておかなければならぬ、強い意見を申し上げておいて、次の問題に移りたいと思います。

次は、官民協力の問題について少し申し上げておきたいと思っております。歴史的風土保存のために参考になると思っておりますので、和歌山県におけるナショナルトラストの運動に触れながら意見を申し上げます。

天神崎は紀伊水道に面し、黒潮の影響を受け、海岸の海食台となった岩礁はやわらかく平らで、そこには海の生物五百種も生息し、南の海のサンゴ礁にも匹敵すると言われております。このよう

に天神崎は、その位置や地形さらに岩質までが天然の恵みとなってすぐれた景観となり、自然生物の宝庫となったわけでありましたが、その背後にある森がこの自然のバランスにまたない役割を果たしているものであります。潮風に強い樹木が海岸に近いところに自然生えし、その奥には通常海辺に育たないという雑木が生い茂っております。この森によってろ過された雨水がプランクトンを育てる栄養豊かな清水となつてこの天神崎に注がれます。このように、大自然の摂理の中で天然の生物学教室としての天神崎が息づいておるわけですね。

この天神崎の背後地の森が自然公園として保護地区に指定されているのは当然であります。この規制が行われる前に取引があったということ、不動産業者の別荘などの開発が行われようとしたしました。そのとき立ち上がったのは地元の人たちであります。そして、天神崎を守れという声は瞬く間に全国に広がり、その拠金によって開発寸前、時価によってその予定地を買い戻すことに成功いたしました。時に昭和五十一年九月のことです。かくて天神崎は日本最初のナショナルトラスト運動として脚光を浴びることとなり、六十一年には自然環境保全法人の認可を受けることになりました。しかしながら、買取できたのは全体の二割でありまして、残り八割は早急に買い取らなければならぬ。事実、開発を目的とする立木伐採事件が先日起こっております。そこで、本題の明日香保存の問題とこの天神崎を守る住民運動とをダブらせて少し考察をしてみたいと思っております。

第一番目は、天神崎の自然が破壊されるとの地元民の悲痛な呼びかけが日本全土に広がり、国民世論の結果として資金が集まり、業者との合意を得て買い戻すことに成功したわけですね。ここでは地元住民が主体で全国の人々がそれを支えた、底辺からの盛り上がり主体でありました。

これに対して明日香村の場合は、もちろん財団の設立や国民世論の盛り上がりがある中で古都保

存法ができ、またこの明日香の法律が生まれましたが、先ほど来、減反の問題、農業の問題あるいは地価の問題、土地の買取りの問題など、住民との連携の面について幾つかの事例を申し上げましたが、この地元住民の協力、盛り上がりといった点についてはどうも十分に機能していないというところが大変な問題であると思ひます。どちらかといへばこの明日香村の場合は官制の保護が先行していると思ひ取れるわけでありまして、それから二番目には、天神崎につきましてもまたもや第二の危機が訪れております。先ほど申したように、立木の伐採という形で開発がまたもや行われようとしております。そういうことに對して、規制の面について、もちろんこういう住民運動にこたえる強い姿勢の規制が必要でありますし、資金の面からいっても行政側の対応がいまいちであつたように私は思ひます。せめて資金調達のために個人や企業への呼びかけに行政も協力するなり、行政自身が出資の額を増額するなど、民間の運動と連動する道は幾らもあると思ひます。

私がここで言いたいのは、文化の保存も自然の保存も、物と對比する心の問題であります。その心を後世に引き継ぐためには、縦の糸すなわち行政と、横の糸すなわち民間や地元との運動とうまくかみ合わなければならぬと思ひます。もちろんそのために金も要ります。イギリスのナショナルトラスト運動がすっかり国民に定着している姿や、イギリスが芸術家を支援するための予算だけでも三百五十八億という予算を組んでおります。我が国の現状はそういう点と對比いたしますと大変お寒いわけでありまして、到底文化国家日本と大声を出せない状態ではないでしょうか。

私は、この法律に血を通わせること、それは天神崎のナショナルトラスト運動に学ぶということもぜひ必要ではないか。申し上げたように、明日香の文化や天神崎の自然など、日本人全体の心の財産でありますから、ぜひとも地元の犠牲を最小限にとどめていくという行政側の配慮がなければ

ば、本当の意味でのこれからの文化や自然の保存はあり得ない。明日香の歴史文化というものは、現状では過去と現在を一本の釣り糸で結んでいる程度にすぎないと思ひます。これをより合わせて大きなきずなにしていくためには、これから我々現在に住む者の大きな責務としての仕事があるだらうと思ひます。官民共同の運動が実のようにともなうと思ひます。この件については、長官とさらに環境庁の方から御意見なりお答えを賜れば幸いでございまして、

○櫻井政府委員 明日香保存の問題につきましても、昭和三十九年から始まったかというのを御参考に申し上げますと、これは先生御案内のとおり、昭和四十年代におきまして、古都であります鎌倉あるいは京都等におきまして宅地造成の開発が歴史的な風土を破壊するまでに迫ってきたというに對して、そういうことでは一たん壊されたかような歴史的な環境というものは復元することはなかなか難しい、これは国家的な遺産であるという認識のもとに市民が立ち上がりまして、議員立法で古都保存法ができたという経緯があるわけにございまして。別名市民立法とまで評価される方もいらつしやるわけにございまして。

そういう意味におきまして、先ほど来、和歌山の天神崎のお話もいろいろと傾聴しておつたわけにございまして、やはり歴史的な景観、風土を保存するに当たりましては、役所の方が先行するばかりではなくて、地域住民なり国民的な理解のもとに進めることが非常に肝要ではないだらうかというところを、反省を含めまして先生のお話を今承つた次第でございまして。

○大木説明員 天神崎の運動でございまして、先生御指摘のとおり住民を主体としたナショナルトラスト運動ということをやつておるといふことでございまして。貴重な自然でございましてからでございまして、保全されなければいけないと環境庁としても考えておりますが、その手法としては、住民が主体となつて、主として買取りの方法でもって貴重な自然を買取り保全するという形でやつてお

るわけにございまして。こういうナショナルトラスト運動は全国的にも方々で試みられておるわけにございまして。こういうものにつぎまして環境庁といたしましては、できるだけ住民の主体性は確保しながら行政として御援助できることをしなればいけないと考へてやつておるところでございまして。

具体的には、天神崎につきましてもは税制上の特例措置が受けられる道が設けられて、自然環境保全法人と称しておるわけにございまして、自然環境保全法人としての認定をしたわけにございまして。これはナショナルトラスト運動として全国で第一号ということにございまして。自然環境保全法人になると、税制上、特に寄附金の所得税、法人税の軽減、あるいは相続税財産に対する軽減措置、さらに不動産取得税あるいは固定資産税の軽減措置といった措置が受けられるわけにございまして、そういう形を通じて、できるだけ天神崎の自然を大切にすることを活動しやすくなるように我々としても応援をしておるわけにございまして。今後もナショナルトラストが健全に発展するように力を尽くしていきたいと思ひております。

○貴志委員 せっかく市民運動の中から生まれたこの明日香村の法律が、十年たった現在、風化の危険にさらされておると私はあえて警告を申し上げておきたいと思ひます。天神崎の運動にいたしまして、時が経過してまいりますとどうしても当初の生々しいまでの情熱が、よそにも同じような運動が起こつてくる中でだんだん失われがちになるおそれがあるわけにございまして。我々は、常に初心に立ち返りながらこれらの問題を取り上げていかなければならぬ。天神崎にあっては、行政側における規制の強化、資金面における援助といったものをやつてもらわなければならぬと思ひます。明日香の問題につきましてもは以上、住民の渦巻くような不満や住民の協力の意気込みが消えてくるような施策であつては断じてならぬと思ひます。

せっかくこれから十年法律を延長するわけであ

りますから、それぞれの問題について本当に住民の方を向いた、そしてそのことが文化の保存に大きく役立つという確信を持って取り組まれますよう心から切望いたしまして、私の質問を終わります。

○中島委員長 森本晃司君。

○森本委員 明日香立法がこのたび十年延長されるか否かというところでございまして、結論から申し上げます、我が国の大事な文化遺産を守るためにも、また村民の生活向上のためにもぜひこの立法は十年延長していただきたい。中身の問題につきましてもはこれからいろいろと議論をさせていただくわけにございまして、まずそのことをぜひお願いしながら、同時に住民の側に立つた問題点をこれからよく検討していただきたい。そしてこの大事な文化遺産が守れるようにしていきたいものと思ひます。

御承知のように明日香村は日本のふるさとでございまして、我が国の律令国家が形成されたその最初の中心的地域でございまして。それだけに、文化遺産として自然がそのまま残っているということ、これは同時に国民の誇りでもあるわけにございまして。私は、ここから十分のところに住まいをしておりまして、小さいときは遠足で行つたり、また自分の子供ができてからもたびたび、車でわずかに十分ですから、この明日香村に行きまして、甘樫丘に登つたり、あるいは川原寺の周りを散策したり、私自身も大変心おこしでございまして、明日香を訪れた人たちが心安らぐ思いをされているに違ひない。そういうすぐ隣の住民がきょうは質問に立たせていただくわけにございまして、隣というよりもむしろ明日香の住民と考へていただいた方がよいのではないかと、そのように思ひます。そういう点できょうの私の質問をお聞き取りいただきたいと思ひます。

この四十一年に古都法がつくられました村民に大きな規制がかつたわけにございまして。また、村民の皆さんの大きな声もございまして、昭和五十五年、これは必ずしもだれもがこの法律を喜ん

でつくったというわけでもありませんが、この明日香特別措置法が制定された。これは国や県、そしてまた村政、行政の方々の多大な努力もあったかと思うのですが、まず第一に、今もこうして文化財を残そうという意欲が残っていることに、あるいはそれが高まっていることにつきましては、何となく村民の皆さんの理解と協力がなければ、こういった法律をつくったところで不満が高まっていくばかりであると思ひます。

しかし、この法律がつくられた昭和五十五年当時から十年たちまして、社会の経済変動あるいは社会環境等々が著しく変わってきております。特に、その明日香の周りの私の住んでいる橿原市等々も開発が進みまして大変な発展をしているわけで、ひとり明日香村だけが取り残されているというふうな状況下を感じるところがあります。

また、明日香村の大事な基幹産業であります農業を取り巻く環境の変化もこの十年間で大きく変わったわけでございます。今、この明日香村の歴史の風土を保存するその一つの大きな岐路に立っているのではないだろうか。ちょうど十年目のこの法律をさらに十年間延長するときに、ただ単に従来の延長ではなく、岐路に立っているという点を見詰めたがやっていたいかなければならないと思っております。

御承知のように、明日香村では第二次明日香村総合計画、調和と活力のあるヒューマンビレッジ、この十年から続いてさらにこれから明日香村をどうやっていくか、こういった計画をまとめられ、これはもう官房長官もよく御承知のことかと思ひます。

こういった状況を考えまして、この十年間の成果はいかんなるものであったのか、また今、これから十年間継続し延長しようとしているときに、官房長官はこの法律についてあるいは明日香村についてどのような考え方をもちなのか、最初にお尋ねを申し上げたいと思ひます。

○坂本國務大臣 明日香村は、我が国の律令国家体制が初めて形成された時代における政治及び文化

の中心的地域であり、村内には全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土が形成されております。

法制定後約十年が経過し、この間に明日香村を取り巻く社会経済情勢は著しく変化してきたものの、法制定により所要の措置が講ぜられてきたことに加えて、住民の深い理解と協力によって歴史的風土の保存に關してはおおむね所期の目的は達成されてきたものと考えております。

また、明日香村の生活環境等の整備に關しても、明日香村整備計画に基づき各種の事業が実施され、計画の進捗にはおくれがあるものの、明日香村整備基金による事業と相まって生活環境等の整備は進んでいるものと考えております。

国民的文化遺産である明日香村における貴重な歴史的風土を良好に保持し後世に伝えることは、国家的見地から見て極めて重要な意義を有する課題であると思ひます。明日香村という日本人にとっての心のふるさととも言ふべき地域の歴史的風土を守ることを通じて国民の間に心の豊かさをはぐくむことは、今後我が国が文化国家日本として世界に貢献していく上でますます大きな意義を有するものと考えております。

このような観点から、今後ともこれまで以上に住民の理解と協力を求め、住民生活との調和を図りながら明日香村における歴史的風土の保存を推進していく所存でございます。

○森本委員 今官房長官から、明日香村保存の重要性、さらにまた村民の皆さんの協力を得ていかなければならないという趣旨の御答弁をいただいたわけでございますが、十年たつてこの計画を振り返ってみますと、進捗率は六三・三％であったというところであります。特におくれしている、五〇％を大きく切つているものを挙げますと、河川三七・四％、都市公園一七・〇％、体育施設二五・一％、林業三一・九％、それから福祉施設あるいは保健衛生施設等々は、私設の保育園ができたといったこととでいまだ実施はされていないわけ

ありますけれども、福祉施設、保育園は充足しているというところで計画をしないわけでございますが、こういった一連の六三・三％の流れの中で特に低い部分について、なぜおくれたのか、またどのように考えておられるかということをお尋ね申し上げます。

○近藤政府委員 明日香村整備計画に係る河川としましては飛鳥川等六河川を計上しておりますが、予算制約の中で、まず下流の流下能力に配慮しつつ整備を推進しているところでございます。

これまでに歴史的文化的遺産の多い場所や市街地の被害軽減を第一に整備することを旨として進めてまいりまして、飛鳥川と平田川の整備は既に完了したところでございます。現在、検前川に主力を置いて整備を推進中でございます。他の中の川、百貫川、戒外川の三河川につきましては、明日香村整備計画に係る区間より下流に流下能力の不足している区間がございまして、これらの区間の合計が大体四・一キロになるわけでございますが、その下流は約五キロあるわけでございます。そこを先行的に整備することがまず重要でございまして努力してまいりましたところでございます。

その下流の区間でございしますが、用地取得あるいは取水せきの改築等関係者との調整を要する制約事項がございまして、関係者の説得に努め、これを逐次解決しつつこれまでその改修を推進してきたところでございます。

ちなみに、この下流区間の改修に当たりましては、昭和五十五年度から昭和六十三年度の間に要した事業費は、明日香村の整備区間の事業費約四億円に對しまして約十七億円と、かなり下流の部分にこの計画外ではございしますが充当してきたところでございます。今後これらの区間の整備に全力を尽くしまして極力早期に明日香村整備計画に係る区間の整備を推進してまいりたいと考えております。

○森本委員 上流からあるいは下流からいろいろと始めていくわけでございますが、いよいよこれから明日香村の中へ入ってまいりますので、さらに力を入れてやっていただきたい。進捗率三七・四％、雨の時期もあったとは申せ、これについてはさらなる尽力をしてもいいと思ひますところでもあります。

一つ一つ各省庁やっていますと私の持ち時間がございせんので、お尋ねをしたいわけでございますが、例えば体育施設二五・一％というのがあつたわけでございます。これは総理府の方でもお答えいただいたのですが、これについてはどう見えておられますか。

○櫻井政府委員 今お尋ねの体育施設でございますが、これにつきましては、当初予定してまいりました事業につきましてはまだ着手していないわけでございます。しかし、いずれにいたしまして、本法案を成立させていただきましますと直ちにいわゆる第二次の整備計画の作成に着手するわけでございまして、地域住民の意向を十分そなうたいましたし、御要望があればこれを特定事業に入れることについて積極的に検討してまいりたい、こういったふうに考えておる次第でございます。

○森本委員 従来までは、この体育施設というのは学校教育に関する体育施設が対象だったわけですね。社会教育に関する体育施設は対象になつていなかったわけですが、その辺はいかがですか。

○櫻井政府委員 委員御指摘のとおりでございます。

○森本委員 そこで私は、次の計画、次十年延長してこういった問題をこれから解決していくについては、明日香村に係る財政上の特別措置、国庫補助の対象となる対象事業を今ここの十年たつて見直しをしなければならぬのではないだろうか、そうでないといふまでもなくこの従来の法令のままでいいますとこれは達成できない、そしてまた村民の要望と合わない状況になってくるのではないかと思ひます。例えば村が社会体育施設あるいは総合体育施設等を建てる場合、従来はこれは国庫補助の学校施設ではありせんから対象とならなかった。したがって、これを社会体

育施設等々にも該当するように政令を変えていかなければならないのではないかと思うのですが、その辺はいかがですか。

○櫻井政府委員　ただいまの委員の御意見を拝聴いたしました、今後の私どもの作業に参考にさせていただきますと思うわけでございます。

〔委員長退席、桜井委員長代理着席〕

○森本委員　ほかに村営の例えは埋蔵文化センター等々を建てるという形になります。今、飛鳥資料館と国営の公園のところにそれぞれ埋蔵文化財が少しずつ保存されているわけですけれども、村営の埋蔵文化センター、こういったものを建てて村の人の働く場をつくる、また同時に、そこへ観光客がその地域を中心に集まってくる、そして村も潤ってくる、さらにまた村自体から歴史を多くの皆さんに知ってもらうことができる。こういった計画。あるいは、いよいよこれから明日香村も高齢化社会に入っていきます。現在六十五歳以上の人が六十年間で一五％おられるわけでございますけれども、これからだんだんとそういった方々がふえてくる。従来の事業の対象であれば福祉センター等々はその対象にならなかったように思うわけです。こういった福祉センター等々も対象にしていくべく政令の変更、これは十分に村とも話し合います。政令を前向きに見直されようとしているのかどうか。

ただいま私が申し上げました埋蔵文化センターあるいは福祉施設等々は、そういった政令の見直しの対象と考えられるのかどうか、その辺を御答弁願いたいと思います。

○櫻井府委員　御案内のとおり、明日香村における歴史的な風土を良好な状態で保存する上におきましては、住民の積極的な理解と協力を必要とすることは論をまつまでもないわけでございます。村の生活環境等の整備を推進していく必要といたしましては、今後は社会情勢の変動等に対応いたしまして新しい住民のニーズを取り入れ、必要があれば特定事業につきましては周辺市

町村との均衡を考慮しながら関係省庁と十分協議して検討してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○森本委員　政令の変更については、今申し上げましたのは私の考え方の一つの例でございますけれども、これは実際村人の中からも起きている声でございますので、十分に村の人々の意見を聞きながら政令変更を速やかにやっていただきたいとお願いするところでございます。

次に、明日香村の農業についてでございますけれども、明日香村の産業の中心は何といつても農業であります。現実に農業の実態を見ますと、農家戸数は八百二十三で四八%を占めております。し、農地面積は村域の二・三%であります。しかし今、昭和五十年度和六十年度和を比較いたしますと、農地では一二・八%、農家戸数に關しては一〇%の減少を示しています。さらに、農家戸数のうち専業農家、第一種兼業農家の減少が著しく、それぞれ四一・五%、四二・四%になっていきます。

また、最近のアンケート調査によりますと、これは総理府も手元にお持ちかと思いますが、延長するについて村民一千人に聞かれた調査によりますと、現状のままの農業を続けるという人は四五・八％しかありません。わからないというのは二一・八％、規模を縮小する一八・四％、農業をやめるつもりが八・九％、こういう状況になっているわけです。

明日香の景観を守るためにも、あるいは明日香の基盤産業である農業を育成するためにも、これから農家に対する推進手当てを十分やっていかなければならぬわけでありませうけれども、この法律ができたときの衆参の附帯決議の中に、国及び奈良県は、明日香村における歴史的風土の保存と民生の安定に果たす農業の重要な役割にかんがみ、明日香村の農業の振興、農村環境の整備のため施策について特段の配慮を払ふこと。」といふ附帯決議がなされているわけです。

だから、明日香村の農業を守ること自体が歴史

的文化遗产が良好な状況で保存されていくわけ  
でございますけれども、今この明日香村で何が起  
きているかというと、せっかくその景観を保存しよ  
うとしているのにもかかわりませず減反政策がと  
られているので、農家の人にとっては大変な問題  
になっているわけです。今、明日香村の耕地面積  
のうちどれほど減反政策で、それは何％ぐらいに  
なりますか。

○渡辺説明員 奈良県から明日香村に配分をされ  
ました転作等の目標面積は、後期対策、つまりこ  
の四月からの対策でございますが、百二十一ヘク  
タールというふうに聞いております。潜在作付面  
積との関係でやや数字が前後するかもしれませんが、  
これはおおむね三五％ではなからうかと推定  
いたしております。

○森本委員 総理府、明日香の景観をそのまま保  
存するというところでこの法律ができたのです。百  
二十一ヘクタールというところ、明日香の第一種地域  
に指定されている地域が百二十五・六ヘクタール  
ですか、それだけがすっぱりと、同じ面積が休耕  
田になろうとしているわけです。この話を農水省  
にいたしましたも、農水省は、全国的減反政策で  
あり、その減反政策は県で割り当て、県とそれ  
で村とよく話し合ってくださいという答えしか恐  
らくこれは出てこないと思うので、私は先にその  
ことを申し上げておきますけれども、全国の減反  
政策の中で最初から奈良県に割り当てる減反分  
の中からこの明日香分を引いて、そしてこの景  
観を、この基幹農業を守っていくという考え方  
は農林省にはあるのかなのか。これはノーとい  
うお答えになるかと思いますが、あえて聞きま  
す。

○渡辺説明員 転作等目標面積の配分に当たりま  
しては、都道府県別の目標面積を国が全国農協  
中央会と共同でいたしております。十の客観的  
要素を使い、さらに地域の実情を勘案して配分  
するということになっておりますが、さらにそれ  
より細かい範囲での、例えば市町村別配分ある  
いは市町村の中での集落別配分につきましては、

なりますか。

○渡辺説明員 奈良県から明日香村に配分をされました転作等の目標面積は、後期対策、つまりこの四月からの対策でございますが、百二十一ヘクタールというふうに聞いております。潜在作付面積との関係でやや数字が前後するかもしれませんが、これはおおむね三五％ではなからうかと推定いたしております。

○森本委員　総理府、明日香の景観をそのまま保存するというところでこの法律ができたのです。百二十一ヘクタールというと、明日香の第一種地域域に指定されている地域が百二十五・六ヘクタールですか、それだけがすっぽりと、同じ面積が休耕

田にならうとしているわけです。この話を農水省にいたしましたが、農水省は、全国的減反政策であり、その減反政策は県で割り当て、県とそして村とよく話し合ってくださいという答えしか恐らくこれは出てこないと思うので、私は先にそのことを申し上げておきますけれども、全国の減反政策の中で最初から奈良県に割り当てる減反分の中からこの明日香分を引いて、そしてこの景観を保ち、この基幹農業を守つていこうという考え方は農林省にはあるのかないのか。これはノーというお答えになるかと思いますが、あえて聞きます。

○渡辺説明員 転作等目標面積の配分に当たりましては、都道府県別の目標面積を国が全国農協中央会と共同でいたしております。十の客観的な要素を使い、さらに地域の実情を勘案して配分するという事になっておりますが、さらにそれより細かい範囲での、例えば市町村別配分あるいは市町村の中での集落別配分につきましては、各地域

った配慮なり傾斜をするかという問題でござい  
ますが、これは各地域でそれぞれ実情に精通いたし  
ました都道府県なりがそうした配慮をいたしてお  
ります。現に各地域で担い手について、あるいは  
農用地の流動化をした場合については転作を軽減  
する、あるいは……(森本委員委員長、僕の持ち  
時間は四十分しかないから、そんな答弁を繰り返  
されたら時間もったいないと呼ぶ)

それではもう一点、ただいま休耕の状態では農地  
が荒廃をしておるといふ御指摘がございましたが、  
明日香村の転作の現在の実情は百二十ヘクタ  
ール程度の転作でございすけれども、そのうち  
実際には大豆、野菜等で六十五ヘクタールが現に  
作物が作付をされておりますし、水田預託という  
状態で三十四ヘクタールが良好な状態に保全をさ  
れているわけでございす。私どももいたしまして  
は、休耕で荒れているという認識にはございま  
せん。

○森本委員 私が言っているのは、ただ単に田ん  
ぼが荒れているというだけじゃないのです。この  
地域を古都保存法でネットをかけられた農民の人  
たちが一生懸命それを守ろうとしている、その心  
も荒れ始めるというのを私は言っているわけで  
す。この議論は私が幾ら言っても、あなたは全国  
のあるいは奈良県に割り当てたという答えしかき  
ようは出されないと思うし、この辺の問題を総理  
府、よく考えてもらいたいと思うのです。仮に休  
耕にするのであれば、例えばその休耕田をレンゲ  
畑にした場合に補助金は出るかどうか。その辺、  
考えてください。

○渡辺説明員 レンゲ畑にする場合の助成金の問  
題でございす。地力増進作物としてすき込む  
ケースと、それから景観を形成する作物として栽  
培をするケースと二つございす。地力増進作  
物としてすき込むような場合であれば、十アール  
当たり最大限五万円までの助成金が出ることにな  
っております。景観を形成するといふ意味で作  
付をされました場合には、基本額一万四千元と地  
域営農加算一万円、あわせて十アール当たり二万

四千元が後期対策における制度改正で助成が可能  
となっております。

○森本委員 具体的に、明日香の景観保全のため  
には僕もレンゲ畑あるいは菜の花が咲いていると  
いうのは非常にいいと思うのだけれども、レンゲ  
畑は今おっしゃった景観保全の対象になります  
か。

○渡辺説明員 景観形成作物の対象として考えた  
いと思っております。

○森本委員 続きまして、お尋ねを申し上げます。  
これも農家の皆さん大変な、あるいは明日香  
村に住んでいる人々大変な問題で、先ほど社会  
党の先生からもお尋ねがあったので重なること  
はなりますが、ちょっと私は角度を変えて申し上  
げたいと思うのですが、古都保存買収事業につ  
いてお尋ねを申し上げたいと思ひます。

これは周辺も非常に経済状況、土地の状況も変  
わつてまいりました。そこで今、同時に村民の状  
況も変わつてきてしまつて買上げ希望が相次いで  
おりますが、ここ数年、本来附帯決議で買上げ  
は速やかに行うということになつてゐるわけで  
す。迅速化を図るということになつてゐるわけ  
でございすけれども、余り速やかになつてゐない  
ような声を聞くのですが、実情はどうですか。

○真嶋政府委員 お答えいたします。  
明日香村における土地の買入れについては、  
県が土地所有者からの買入れ申し出に基づきま  
して緊急性の高いものから早期買収に努めてゐる  
ところでございす。県においては、現状の変  
更が厳しく規制されております第一種の歴史的風  
土保存地区内については、通常の生活を営む上で  
必要な行為が大部分許可されていることになつて  
おります。第二種の歴史的風土保存地区よりも早期  
に行うように努めておりまして、現状を見まして  
も第一種につきましては特別な事情がない限り買  
入れが進んでいるというところでございす。も  
ちろん第二種につきましても相当数の買入れに  
努めているところでございす。

いずれにしましても、今後極力土地所有者の方  
の経済的な負担が生じないように、速やかに土  
地の買入れに際するよう県を指導してまいり  
たいと考えているところでございす。

〔桜井委員長代理退席、委員長着席〕

○森本委員 今、申請があると第二種地域で買  
上げができるのは期間はどれほどかかるかと聞い  
てゐるのです。

○真嶋政府委員 現在あるとどれぐらひかかるか  
といふことについては、状況によりまして一律に  
は申し上げられませんが、たしか古いもので一番  
かかつておられますものは五十八年からのものが  
ございす。六件ほどございす。そのうち四件  
は今継続買収中のものでございす。最近、この  
六十一、六十二年あたりで残つておりますもの  
はそれぞれ一件程度でございす。元年度のものは  
まだ五件ぐらひ残つておりますが、なかなか何  
年でというところまでは一律に申し上げることは  
できませんが、スムーズにいく場合には早く買  
えけれども、借地権が絡んだりなんかしてなかな  
かうまういかないというものの中にはございま  
す。

○森本委員 六十二年度で未買収延べ件数三十八  
件あるといふふうに私は報告を受けておるわけ  
です。これはやはり相当、一、二年で買えるとい  
ふものじゃないに、最近では五、六年かかるんじや  
ないかという話も聞くわけでありす。今お答え  
いただきましたけれども、いずれにしても迅速な  
買上げをしなければならぬ。

それでは、あと申し上げておきたいのですけれど  
も、これは全体に通じることですけれども、この  
明日香立法の場合に御答弁いただくのは、すぐに  
県に指導を申し上げます、あるいは県が割り当て  
ますとか、そういうことじゃないに、この法律を  
つくつた国がもっとまじめに考えて取り組んでい  
かないと、何もかもすべてを地方行政の課題にし  
て、おこなっている理由もそういうことにしてしま  
うといふのは、それは私はよくないと思ひます。  
これは要するに何が不足しているかといふと、

事業費をふやせばこの問題は解決するのが大半な  
んでしょう。どうなんですか、事業費の予算の枠  
をふやすとか。

○真嶋政府委員 明日香法におきまして、買入  
れの主体は先生御存じだと思いますが奈良県で  
ございまして、県が買入れたものについて私ども  
がお手伝いするという仕組みになつてゐるところ  
でございす。

○森本委員 だから、そういった状況をただ単に  
指導するんじやなしに、事業費の増額について一  
生懸命頑張ろうとか、そういう形のものでない  
と、いつまでも県が県がとか、そういうことでは  
なしに、もっとしっかりとその県民の村民の要望  
にこたえてもらいたいのです。なぜかといふと、  
今幾らくらいで買上げているのですか。

○真嶋政府委員 お答えいたします。  
もちろん一律ではないことは当然でございす  
が、昭和六十三年度の買入れ価格は一平米当た  
り一万四千八百円から二万九千九百円の範囲とい  
ふに報告を聞いております。

○森本委員 今のは、それは恐らく第二種地域で  
はないか。第一種はどれぐらひの価格で買上げ  
ましたか。

○真嶋政府委員 ただいまの数字は、私申し落と  
しました第一種でございす。

○森本委員 今のは第一種ですか。第一種が一万  
幾らですか、平米当たり。

○真嶋政府委員 一万四千八百円から二万九千  
円、六十三年度。

○森本委員 ということは、わかりやすく坪にす  
るとどれほどになるのですか。

○真嶋政府委員 三・三を掛けて、まあ坪九万  
円。七、八、九万といふところでございす。

○森本委員 はい、結構です。  
そこから十分はどつた橿原市、私の住んでい  
るところですが、ここでの値段の差が大変なん  
です。私は買上げをスムーズにやれと申し上げ  
る。あるいは後で申し上げたいんですけれども、

買い上げ価格を、先ほどもお話があったけれども、もともと村民の協力度というものを検討し加味してやらないと、これは余りにも、ただ単なる見方、平たんな見方だけで計算したりあるいはその時期を延ばしてきたのでは、僕は話にならないと思う。

なぜかという、あそここの村に住んでいる人たちが、例えば自分の長男が家の跡を継ぐ、次男坊が分家するために自分の田んぼのところに家を建てようと思っても、規制がかかっているから自分の土地でありながら新たに家を建てる事ができないんです。それでも協力して辛抱している。

そして息子の分家のために田んぼを仮に、計算をわかりやすく一反売ったところで一千五百万円か二千万円です。そこでもいかにないかな。それをわずかの明日香村から離れた十分のところでその土地を今度は買おうと思えば、今坪百万というのはいっぱいあるんですわ、櫻原市。その落差の大きさ。こういった人たちが一生懸命、その地域の人たちが守ろうとしているんですから、それに対して国が一生懸命こたえているという姿勢がなければなりません。何でも全国一律の方法で、これはこう決まっていますから、あるいはそれは県がやりますものだからと、そんなことでは本当に守ろうとしている明日香の人たちの心まですさんでしまうことになってしまふのではないかな。

今この買い上げの例を申し上げました。時間が余りありませんので、いろいろと申し上げたいわけでございますけれども、そのほかいろいろとございます。

明日香村整備基金の目減りが、ちょうど国債がこれから切りかえになります。この基金が国債を買ったときは八・五％の利率であった。それで最近買ったという高金利ではない。したがって、せっかくの明日香村整備基金もこれから目減りしていくに違いない。この目減りは一年間でどれほどこれから減っていくと考えていかれるんです。

○櫻井政府委員 ただいま基金の目減りの問題についての御質問でございますが、御案内のとおり昨年三回にわたって公定歩合も引き上げられました。ことしに入りまして一回公定歩合が引き上げられまして、最近の金利情勢といたしましてはやや上昇傾向にあるんじゃないかという認識は一方にはございます。しかし、今先生が御指摘ございましたように、明日香整備基金が持つております債券の切りかえが七月になるわけでございますが、そのときの金利情勢がどうなのかというところについての予想は大変難しいわけでございます。

私ども、村当局が管理しておる基金でございますので、その管理しておる担当者から、大体どの程度目安をつけておるのかということをお聞きしたい。これは聞いておりますけれども、大体現在の果実はこれからこうしばらくは期待できるのではないだろうかというふうなところのお話を聞いてございますので、いましばらく状況の変化を見守りたい、かように考えておる次第でございます。

○森本委員 質問時間がなくなつたようでございまして、申し上げたいことはたくさんあるわけでございますが、そういったことに對しても交付税で補っていくとかいろいろな考え方を、優秀な役所の皆さんができないことばかりを一生懸命言うのではなくして、明日香村の村民のためにどうしてあげようといったことをできるのか、そして日本の大事な財産を守ろうと一生懸命努力しておられる人々に国としてどうこたえられることができるのか、その辺をやつていかなければならないと思ひます。

買い上げの問題についても、怒っておるおとなしい村民の人々ですからもろには言われませんが、これも、気持ちの中で、私たちも直接聞く声の中に、買い上げすら十分にできない、我々の協力度も考えないのであれば規制を外してくれ、買い上げができないくらいなら規制するなというくらいは御意見もあるわけです。そういったこともよく考えて、大事な大事な村民の心、それから日本の

財産を守つてもらいたい。

アンケート調査をされた中に、「規制を感じる」と答へられた人が村民の七八・四％もいらつしやるわけです。そういう規制を感じながら村民の人たちは一生懸命財産を守ろうとしている。しかし一方、この「計画を継続してほしい」という人の考え方は、パーセントで言うと五一・六％、残りの人は「希望しない」「わからない」「不明」という人たちが半数ほどあるのです。これはなぜそんな状況ができてくるかという、この十年の節目のところで、よほど村民側のことを考えて見直しをやらなかつたら、こういった計画も実ってこないことになるのではないだろうか。定住意識は極めて明日香の人は高いです。この村に住み続けたいという気持ちを持っておられます。そういった心をこれからもぜひ大事に大事にしながら、今度のこの延長の際の政令の見直しあるいは減反問題についても特段の配慮をしていく必要がある。農業問題についても特にその点をお願い申し上げます。

どうか、すばらしい明日香を残す意味からも、さらに重ねてお願いを官房長官に申し上げるわけでございますけれども、村民の心を大事にして、長くこの財産を後世の人のために残していきたいと思ひます。ぜひ官房長官も、このすばらしい明日香村へ一度来て下さい。我が家からすぐでございますので、私が運転して御案内をさせていただきます。官房長官の所感を一言お願いします。

○坂本国務大臣 本日に明日香村へ訪ねたい気持ちがいりました。皆さんの熱心な御意見を聞いておつて、ますますその感を深くいたしました。ちょっと駄弁であります。私も青年時代に、いよいよ戦局が急になつてあすの命もどうかと思ひまして、最後に奈良の古寺を、和辻哲郎さんの「古寺巡礼」を一冊持ちながら奈良近辺を回つたこともあります。日本の心が存在しておるといふことが、それを確認してという気持ちで私は行ったことがあります。明日香村もまた、そのまさに源流であらうと思つております。

今あなたのおっしゃつたような御意見につきまして、私は具体的に今ここで御返事をするというわけにはまいりませんけれども、その日本の心のふるさとであるところの明日香村を守るために、そこにおられる村民の皆さんが大変な御苦勞をしておられるという話も聞きまして、今承りましたいろいろな問題がございまして、農業を守る問題もあれば、あるいはいろいろな事業、まだ進捗率がおくれておるといふお話も聞きましたし、土地の買い上げの問題でも不公平があるというふうな話も聞きました。そういうような点につきましてもひとつ関係省庁にも一段と調べて勉強してもらつて、ひとつ私からもまたお願いをしたいと思つておりますが、ひとつ皆さんの力でぜひこの法律も通させていただきます。そしてその中でいろいろ問題の解決に一つでも前進できるように努力をいたしたいと思つております。どうもありがとうございます。

○森本委員 ありがとうございます。

○中島委員長 辻第一君。

○辻(第)委員 大和は私も日本民族の心のあるさだと言われてまいりました。中でも明日香はその中心でもあります。私も奈良県出身の議員でございます。しばしば明日香を訪れるわけでありまして、この明日香村だけが本場に固然とすばらしい歴史的な風土や文化遺産を残している、すばらしい姿に心洗われる、そのような思いを感じているわけでございます。

明日香特別立法が制定されてからもう十年たつたわけでありまして、私も国会へ出させていただいてからちょうど十年がたちました。この明日香保存の十年間を地元の議員として見てまいつたわけでありまして、この間、住民の皆さんの御協力、明日香村や奈良県当局の御努力、あるいはまた総理府や建設省など政府の御助力で、この明日香の歴史的風土が見事に守られておる、このことについて関係者の皆さんの御努力に心から頭が下がる思いがするわけでありまして。

さて、住民が日常の生活を営みつつその歴史的風土を保存するというのは大変困難で難しい課題であります。しかしこの十年間、明日香保存行政の実態やあるいは社会経済情勢の変化、住民の意識の変化などの中で新たな問題がいろいろ起こってきているわけでございます。法制定時の本委員会の質疑で指摘された事項あるいはまた附帯決議に盛り込まれた内容のうち解決されないまま推移をしている問題、こういう問題もあるわけでございます。今ちょうど十年という節目を迎え、さらに今後の十年間の財政上の特別措置が講じられるこのときに当たって、幾つかの問題についてお尋ねをしたいと思っております。

もう既に同僚の議員からお尋ねのあった同じようなことをお尋ねすることもあるわけであります。一つは、住民の皆さん方の意識がやはり十年前とは一定変化をしておるといふことであります。もう先祖代々、すばらしい文化遺産や歴史的風土を明日香村の皆さん方は守ってこられた。そのことに大きな誇りを持ってこられた。そして十年前の法の制定のときには大変な理解、協力というのをされた。今もその誇りは持っておられるわけでありまして、しかし、この十年間の規制の中あるいは変化の中で、大変この規制に対する不自由感、先ほどもお話がありました。七八%でしたか、そのように感じておられるということがあるわけであります。そして、このような状況の中で、昨年夏の歴風審答申でも指摘をされましたように「きめ細かな配慮を積み重ねることが必要」、こういうふうになされておるわけであります。経済活動、産業活動の進行、日常生活に、こういう問題できめ細かな配慮を積み上げることが必要だということであらうと思うわけであります。明日香村民の方が本来に将来に展望が持てる、このようなことではない限り、本当にこのすばらしい明日香を守ることができないのではなにか、このように思うわけでございます。こういう問題について、総理府や建設省だけではなく

に、国のすべての省庁でこのことを念頭に置いて行政を進めていただきたいとまずお願いをして、質問に入っていきたいと思っております。

明日香が経済的に成り立っていく、その産業をどうするのか、これは一つの大きな基本であります。十年前の法制定のときにも、農業立村ということが強く強く言われております。そのとおりであります。ところが、先ほど来お話がありましたように、殊に第一種のところは米をつくる、それを転作すると申しまして、ビニールハウスなどは本当に形だけのビニールハウスしか認められない、本格的なハウス栽培なんかはできないわけですね。こういうところで農業立村と言いつつ減反がずつかかかってきた。これも十年前は、正確に覚えぬのですがかなり低かったと思うのですが、毎年毎年ふえてまいりまして、昨今は三五%、こしも三%ほどふえて三五%になるうか、こういうふうなお話を聞くわけであります。農業立村、その中心は米、ほかの転作ができない、このような状況の中では、この減反対象から除外すべきではないのか、このような声が本当に農家の方には強くございます。村当局もそのようなお声であります。

先ほど来答弁は聞いておるわけでありますが、農林省の答えは大体もうわかっておるのですが、どうでしょう、総理府として、国がこのような規制をする、そしてこのかけがえのない明日香を守っていく、しかもその景観として私はやはり稲作なんというのはいくらもいらないものだな、こういうふうにも思われるですね。こういう観点から国がこの減反の問題について規制の対象、減反の対象から除外をする、このようなことをはつきりやっていた、このような立場を農林省がぜひ進めていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○櫻井政府委員 問題が非常に具体的な話でございまして、今直ちに即答できる準備はないわけですが、休耕地あるいはまた奈良県が買い上げた土地そのものがどのような形で歴史的な風土と調和を保っていくのかあるいは調

和を持たしていくべきであらうかということにつきましては、これはなかなか言うはやすく具体的には大変難しい問題だらうと思うわけでございまして、歴風審の中でもこの辺につきましましていろいろ議論があったわけでございます。

しかし、いづれにいたしましても明日香村のこれからなりわいといえましょうか、産業はやはり農業立村でございまして、歴風審の中には、さらにこれにプラスしたしまして質の高い観光というものを加えたものでひとつ検討していくという示唆が一応出ておりますので、この辺も踏まえまして、これから考えます明日香整備基本方針というものを検討する際に、先ほど来いろいろ御提案ございました内容を十分踏まえて検討の材料にさせていただきますというふうに考えておる次第でございます。

○辻(第)委員 時間がありませんので、農林省もよく私どもの意思を踏まえていただきたいということをお願いをして、次に移りたいと思っております。農業の基盤整備は基金の事業対象になっておるわけでありまして、商工業についてはこれは対象になっておらないわけでありまして、明日香村においてもこの十年の経過の歳月を経て若い後継者が意欲的に事業を展開したい、このような方もあるわけでありまして、規制との関係で将来展望を見出せず事業の本拠を近隣の市に移される、こういう例もあるわけでありまして、そういう状況の中で、明日香保存の第二期に当たり、商工業の基盤強化のために対象事業に入れるべきではないか、このように考えるのですが、いかがですか。

○櫻井政府委員 ただいまのお尋ねは、明日香村にございまして明日香整備基金の事業内容、事業対象の中に商工業の基盤整備を入れたらどうか、こういう御質問かと思うわけでございまして、御案内のとおり、ただいまの商工業の基盤整備のための事業といえども具体的なにはまだ定かではないわけでございます。しかし、この基金の使途につきましては法律の第八条に三号に分かれて列記してございます。そ

の一つに住民の生活の安定ということがございます。立法当初におきましては、主としてこれは農業立村ということでございまして、農業を中心とした住民の生活の安定ということを念頭に置いておったことは確かでございます。しかし、法文上は農業というふうに限定しておりません。この法律の範囲内におきまして、基金の運用の事業の内容がどういふものがこれから必要であるのかということにつきましましては、十分地域の住民の意向を参酌いたしまして運用によるしきを得たいと考えておる次第でございます。

○辻(第)委員 次に、明日香特別法による補助金の特例についてお尋ねをするわけですが、この十年間にこの特例による補助金のかさ上げ額は九千二百三十五万円と私どもは聞いておるわけですが、この一番初年度に学校を建てる、これで大体六千万ほどということですね。あとは五十六年、六十年、六十二年、平成元年、半分の年にこの特例が認められていくということですね。ですから、もう六千万を取ってしましますと、九千万といひますと九年であと三千万ほどですね。一年に直しますとごくわずかということになるわけですが、当初大変期待されておったようでありまして、実態はこういうことになっておる。端的に言うなら期待外れということですね。

もとと年間の財政規模が十五億円程度の明日香村でありますから、基準財政需要額の十分の一を超える事業という事業はそうたくさんないわけでありまして、そこでこの補助事業の基準財政需要額の十分の一を超える事業という、このところをもう少し緩和していただけないか、このような要望が強いわけでありまして、いかがでしょうか。○櫻井政府委員 委員の御質問の前段の部分でございまして、昭和五十五年にスタートいたしましたこの十年計画におきましては、明日香村の標準財政規模というものはもとと伸びるだらうという想定のもとに実はつくられたわけでございまして、ところが、先ほど御説明申し上げましたように、昭和五十五年以降我が国の国あるいは地

方を通しての財政構造というのは非常に悪化いたしました、思うようには財政規模が伸びなかったという事情がございます。それから昭和五十六年、七十年代になりますと、第二次オイルショックの影響を受けてまして税収が非常に極端に落ち込んだというようなこともございます。かてて加えまして、百年に一遍あるかないかというような明日香村にとってみますと大変な不幸な五十七年の大災害があったということでございますので、事業量はあるわけでございますけれども、それをこなす能力といいましようか、思うようにそれに追いついていけなかったという事情がありました。しかし、これからはこの点を、反省すべき点は反省あるいは修正すべき点は修正いたしましたして、第二次の計画には順調にいくようにこれを持って、いきたいと思います、こういうように考えておる次第でございます。

○辻(第)委員 次は整備基金の問題であります。が、今、国、県、村で三十一億でございますね。当初私ども十年前には、奈良県の超党派の国会議員団で五十億の基金をということを要請した、そのような記憶があるわけです。当時は財政事情が最も厳しい時代ではなかったかと思うわけであります。が、だんだん減りまして、国は二十四億でしたか、そういうことに落ちついたわけです。そういう状態の中で今日まで運用されてきたわけでありますが、その役割は非常に大きかったと思うのです。

これが、先ほど来お話がありましたように、このままでいきますと、運用しておられるその利息が目減りをいたしますね。減ってくるという状況の中で、今、大体二億四千万ぐらいの運用益だそうであります、このまま推移をしますと、六割ぐらいの利息になるといふことになりますと、将来一億九千万円ぐらいになるのではない、かういう心配もあるわけであります。この目減り対策を一体どうお考えなのか。私どもとしては、この基金をさらに増額をしてほしい、このようなお声、そのとおりだと思ふのですが、その点につい

てお尋ねをいたします。

○櫻井政府委員　基金の目減りというお話でございますが、先ほども申し上げましたように現在三十一億円の基金が造成されておるわけでございます。そのうちの国債等につきましてはちょうど借りかえの時期が迫っておるわけでございますが、その時点での金利水準はどのようになるのかということにつきましては、なかなか予測が難しいわけでございます。ただ現在、先生が先ほど申し上げましたように、約二億四千万前後の果実でいろいろな事業を実施しておるわけでございますが、そんなに支障なくこれからしばらくはこの果実をもつて事業が実施できるのではないだろうかという見通しを持っておりますので、極端なインフレ等があればまた別でございますけれども、ただいまのところは基金を増額してというようなことは考えていないという状況でございます。

○辻(第 委員) これも先ほど来論議のあったところではありますが、古都法による買い上げでございます。一種は大体買い上げが終わった、大体終わったと言つておかしいですね、滞りなく進んでいるというふうに聞いております。ところが二種のところになりますと、買い上げてほしいという希望がたくさんありますけれども、それが滞つておる。このままでは何年先になるのか、このような御心配もあらうかというふうな状況になっているわけでございます。

さて先ほどからいろいろお話がありました  
が、大変な規制を受けておられる。もう時間がある  
りませんので、そういうものものことについて  
は詳しく申し上げることができませんけれども、  
大変な規制がある中で御協力をされ、頑張ってお  
られるわけです。しかも、先祖代々の土地を手放  
すということは、そう簡単なことではお考えにな  
らないようなことです。本当にせっぱ詰まってい  
かいろいろなことでは代々の土地を手放されてい  
る、こういうことです。こういうときに、それが  
非常に先延ばしにされる、滞って前へ進まぬとい  
うことは本当にゆゆしい問題だと思ふわけでござ

います。

そういうことで、この滞りを一掃するために古都法の買い上げの財源をうんとふやしていただいで、まず二種の地域の買い上げの滞りを一掃する。ここで一掃していただければ、あとはまたスムーズに流れていくということになろうかと思うのですが、まずそのこと。

それから、これも先ほど来お話がありましたけれども、先ほど平米当たりでおっしゃっていたのを聞いていますと、平均して買い上げ大体七万円ですね、少し幅がありますけれども。ところが、明日香村の中の市街化地域、あれは何という駅だったか、飛鳥の駅前のことです。そこは百万円だという。明日香村の中でもそういう声が出ているところがあるということです。一種のところからそんなに遠くないですね。そういうところが七万円ということになりますと、これはなかなか納得していただけない中身だと思うのです。そういうことも含めて、この土地の買い上げについても、買い上げ価格について十分な御配慮をいただきたいと思いますのですが、いかがですか。

○真嶋政府委員　お答えいたします。  
明日香村におきます第二種の歴史的風土保存地区というのは、御案内のとおり、通常の生活を営む上で必要な行為は大部分が許可されている地域でございます。奈良県におきましては、現状の変更を厳しく規制されております第一種の方の歴史的風土保存地区内での買い取りということにつきまして、まずそこからやろうというようなことで、第二種が少しおくられていることは先生御指摘のとおりでございます。第二種につきましても、私どもとしてはできるだけ速やかに買い取りを行うように県に対して指導を進めてまいりたいと思っております。

それから土地の価格でございますが、先ほど申し上げましたような数値は調整区域内の価格でございます。これと市街地、市街化区域内についてある程度の価格の差があるのはやむを得ないと考えておるところでございます。

○辻(第)委員 どうも今の答弁はもう一つすっきりしないわけですが、真剣に二種のところを買い上げる予算をふやしてください。それから価格の点についても十分な配慮をいただきたい。重ねて強く要望して、次に移ります。

また話が戻るのですが、整備計画の進捗の状態は事業費ベースで六三・三％ということでありま  
す。もう先ほど聞きましたので、なぜそういうふ  
うな状態になったのかということ、皆さんの御答  
弁は大体わかるわけですが、県の事業費ベ  
ースで五八・三％、県ももっと御努力をいただか  
なくてはなという思いもするわけでございます。  
村事業の方も、村の財政事情が大変な状況、殊に  
数年前の大氷害というお話もありました。そうい  
うことがなくても、もともと財政規模が非常に小  
そうございますので、村の財政が厳しいというこ  
とは私もよくわかるわけでございます。それか

ら、建物を建てるということになりますと土地が必要ですね。これのお話を聞いてみますと、建べい率の問題だとか高さの問題だとか、そういう点で大変な御苦勞をいただいている。大体二階に抑えられていますね。三階、四階はだめだということ。二種のところで建べい率が大体三〇％というふうなお話ですね。ですから、三百平米のものを建てるということになりますと千平米の土地が必要。実際問題として、あそこは土地があるようである。実際問題として、あそこは土地があるようである。そんなにないですね。ですから、前へ物が進まなないという難しい問題もあるわけです。この点についてはいは具体的にこうこうというわけにいきませんけれども、非常に難しい問題もあるわけであります。そういう点でも何かいい知恵はないものかかな、こんなことも考えたりするわけではないですか。

直しあるいは修正というものが必要ではないか。そのような計画策定。それと、本間に村の皆さん方の声をもっと十分聞いてやっていただきたい、このように思うのですが、この点いかがですか、お答えいただきたいと思ひます。

○櫻井政府委員 実は、この法案が通過いたしました直ちに第二次の明日香整備計画作成の作業に入るわけでございます。確かに申しやいますように、こういうたいの計画といたしましては、十年間というのには非常に長いわけでございます。毎年とは言えませんが、やはり折り返し点におきましてはある程度の見直しが必要ではないだろうかというふうには考えてございまして、第二次計画を作成する場合におきましては当然その点を念頭に入れて計画策定したい、こういうふうな考えておる次第でございます。

○辻(第)委員 繰り返してお尋ねしたいのですが、補助金のかさ上げの問題です。それが大体一〇%と先ほど言いましたね。基準財政需要額の十分の一、それを二十分の一にできないか、こういう要望があるのです。私もぜひそうしていただきたい。先ほどちょっとお尋ねしたのでありますが、その点については具体的に触れていただかなかつたように思うのですが……。

○櫻井政府委員 この補助率のかさ上げといふことは、国の負担をかさ上げすることにつきましては、計算そのものは自治省の方で所管しているわけでございます。自治省といたしましても類似の制度、首都圏あるいは中部圏、近畿圏の整備、あるいは新産・工特等におきましてこの地方自治体に対します財政補助のかさ上げとのバランス等もございまして、その中でどの程度のところで結論が出るわけでございまして。

今直ちにこの率を改正したりどうこうするということとは、所管でもございせんので、承っております。きいたこととしてとどめさせていただきます。いと思ひわけでございます。

○辻(第)委員 最後に大臣にお伺いをいたします。

す。かけがえのない日本民族の文化遺産の宝庫であり、すぐれた歴史、風土、景観を誇る奈良県明日香村の歴史的風土の保存は、まさに国民的課題でございます。それは、繰り返して申し上げますが、明日香村の皆さん方の生活環境と産業基盤を充実することによつてのみ可能だ、このように考えるわけでございます。改めて初めに立ち返つて明日香保存に全力を尽くされるように期待をするわけでございます。ひとつ決意のほどをお伺いいたして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○坂本内閣大臣 国民的な文化遺産であります明日香村における貴重な歴史的風土を良好に保存し、後世に伝えることは、国家的見地から見ても極めて重要な意義を有する課題であることは申し上げるまでもありませんが、明日香という日本人にとつての心のふるさとともいふべき地域の歴史的風土を守ることを通じて国民の間に心の豊かさをはぐくむことは、今後我が国が文化国家日本として世界に貢献していく上でますます大きな意義を持つものと考えております。

今後とも住民の理解と協力を深めていただきながら各種の事業を行うことによつて、明日香村における歴史的風土の保存を図つてまいりたいと思ひわけでありまして。特に住民の御協力を得るためにできるだけの努力をいたしたいと思つております。

○中島委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○中島委員長 これより討論に入るのであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○中島委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、桜井新君外四名より、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。木間章君。○木間委員 ただいま議題となりました明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、日本共産党及び民社党を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文は、お手元に配付してありますが、その内容につきましては、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありますので、この際、案文の朗読をもつて趣旨の説明にかゝることといたします。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法のの一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 平成二年度以降における明日香村整備計画の策定に当たっては、明日香村と十分に協議するとともに明日香村に対し、住民の意見、要望の集約に努めるよう指導すること。

二 国は、明日香村整備基金については、将来著しい経済変動があつた場合には適切な配慮を行うこと。

三 明日香村の農林業は、明日香村における歴史的風土の保存に重要な役割を担っていることにかんがみ、今後とも、その振興に努めること。

四 明日香村の埋蔵文化財等の発掘調査、遺跡範囲確認等を計画的に推進し、その保護、活用を努めること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中島委員長 起立総員。よつて、桜井新君外四名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、内閣官房長官から発言を求められておりますので、これを許します。坂本内閣官房長官。

○坂本内閣大臣 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案につきましては、本委員会において御熱心な御審議の上、ただいま全会一致をもって議決を賜り、深く感謝申し上げます。

審議中におきまして委員各位の御意見につきましては、今後その趣旨を十分生かしてまいりますとともに、ただいま議決になりました附帯決議につきましても、その趣旨を十分に尊重して努力する所存であります。ありがとうございました。(拍手)

○中島委員長 お諮りいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中島委員長 御異議なしと認めます。よつて、

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中島委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時四十九分散会

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律案

国土調査促進特別措置法の一部を改正する法律

国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「昭和五十五年度」を「平成二年度」に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図るため、新たに平成二年度を初年度とする国土調査事業十箇年計画を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律案

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法の一部を改正する法律

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「平成元年度」を「平成十一年度」

に改める。

附則

この法律は、平成二年四月一日から施行する。

理由

明日香村整備計画の円滑な推進を図るため、引き続き、明日香村に対する財政上の特別措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二年四月二日印刷

平成二年四月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局